

長野県子どもを性被害から守るための条例(仮称)骨子(案)へのご意見と県の考え方

○お寄せいただいたご意見

全てのご意見は別紙のとおりです。

○いただいた意見についての県の考え方

いただいた意見についての県の考え方は以下のとおりです。なお、同趣旨のご意見は一つにまとめさせていただいた上で、県の考えを記載しました。

○実施期間:平成28年3月25日～4月25日

○意見提出数 : 延べ191件

意見提出者人数 : 174 人
意見提出数は延べ 191 件ですが、同一メールアドレスからの意見は同一人が送信したとみなした場合、意見提出者人数は 174 人となります。

| 項目 | 意見概要 | 県の考え方 |
|---|---|---|
| 総論 | 罰則は必要です。罰則を削除することなく、条例を制定してもらいたい。 | 条例案では社会的に非難を受けるべき威迫等による性行為等や重大な性被害につながるおそれのある保護者の同意なく深夜の子どもの連れ出す行為などに罰則を科すこととしています。 |
| | 条例制定は必要だと思う。賛成。 | 県としては、子どもを性被害から守るために性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例の制定が必要と考え、条例案を6月県議会定例会に提出します。 |
| | 議論が始まり3年、被害者もでており、一刻も早い、条例制定を望む。 | |
| | 現場で子どもの性被害に関し、深刻な状況に直面し、対応にも苦慮している。 現実には「待ったなし」の状況が進んでいる。新たな性被害を防ぎ、性被害に苦しんでいる方の相談体制を拡充するためにも、条例を定めて、速やかに施策を進めていただくことをお願いしたい。 | |
| 条例ありきで話を進めるのではなく、県民、ひとりひとりが理解し、話し合い、必要であれば条例をつくるようにしてもらいたい。 | 県では、「条例ありき」ではなく、法的課題の整理と県民理解を得ることの二つが重要であるという観点から、子どもを性被害から守るための取組について丁寧に検討を進めてまいりました。 具体的には、平成25年5月に子どもを性被害等から守る専門委員会を設置し、子どもを性被害から守るための取組に関する検討を開始しました。専門委員会から平成26年3月に提出された報告書では、現状の対策の延長では子どもを性被害から守りきれないとして、子どもを性被害から守るための限定的な条例制定の必要性が提言されました。 また、法律の専門家から成る検討会において、処罰規定に係る構成要件の明確化等、法的課題の整理を行った上で、平成27年9月に「条例のモデル」を取りまとめていただきました。 その後、この条例のモデルを基に、タウンミーティング、ランチタイムミーティング、意見交換会などの機会を設けて、県民運動を担ってきた団体、子どもの相談支援に関わる団体、保護者を含めた一般の県民など、幅広い県民の皆様との意見交換を行いました。 | |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|----|--|--|
| 総論 | | <p>こうしたことを踏まえ、平成 28 年 2 月に「子どもを性被害から守るための条例に関する基本的な方針」を決定し、県として条例制定が必要との判断を行いました。</p> <p>その後、「子どもを性被害から守るための条例（仮称）骨子（案）」を作成し、県議会にお示ししました。更に、県議会での議論を踏まえて一部修正した条例骨子案についてご意見を伺うため、3 月 25 日から 1 か月間パブリックコメントを実施したほか、4 月 9 日（土）と 10 日（日）に県政タウンミーティングをそれぞれ長野市と伊那市で開催しました。</p> <p>その結果、パブリックコメントにおいても、タウンミーティングにおいても、条例制定に肯定的なご意見が大半でした。</p> <p>こうした経過を踏まえ、「長野県子どもを性被害から守るための条例」案をとりまとめています。</p> |
| | <p>まずは性教育や県民運動等を充実させてから、検討する条例案だと思う。</p> | <p>県としては、子どもを性被害から守るために性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を含む条例を制定し、性教育等の充実や県民運動と規制との相乗効果により子どもの性被害を防いでいきます。</p> |
| | <p>骨子案には県民の声が反映されておらず、現状維持となっている。処罰だけが動き始めていることに時代の逆行を覚える。</p> | <p>平成 25 年以降行ってきた県民との意見交換や今般のパブリックコメントを踏まえ、性教育等の充実、県民運動の活性化を位置付けるとともに、子どもに対する威迫等による性行為等に限定した罰則付きの規定を盛り込んだ条例案をとりまとめました。</p> |
| | <p>「子どもの性被害を防止するための計画」（仮称）の立案・実行を求める。</p> <p>計画の策定及び子どもを性被害から守るための施策を充実させるため、「長野県青少年問題協議会」を活用し、条例で明記すること。</p> <p>計画立案にあたっては、子どもや若者からの意見・希望を反映させるための参加の場を設けることを県に義務化する。</p> | <p>ご意見を踏まえ、条例案では県の責務に「子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。」という規定を盛り込みます。</p> <p>今後は、子どもを性被害から守るための取組の策定・実施にあたっては、長野県青少年問題協議会の皆様にご協議いただくとともに、子どもや若者の意見をお聴きしたいと考えています。</p> |
| 名称 | <p>名称を「長野県子ども性被害防止条例」としてはどうか。</p> | <p>条例案には、子どもを性被害から守るための予防に関する施策だけでなく、性被害を受けた子どもの支援に関する施策を盛り込みます。条例の名称は、目的や盛り込む施策等を踏まえ、県民の皆様にはわかりやすいものにすることが大切なことから名称は「長野県子どもを性被害から守るための条例」とすることが適切と考えます。</p> |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|----|---|--|
| 前文 | <p>他県の条例と違う観点でこの条例を制定するということを明確にし、子ども支援条例との関連性を明らかにするため、前文を入れたらどうか。</p> | <p>青少年の有害環境の排除を目的としている他都道府県の青少年保護育成条例は、有害図書販売の規制等に加えて、子どもへの性行為等の規制をその条例の中に盛り込んでいます。本県の条例案は、目的を子どもの性被害防止に特化し、予防、被害者支援などを盛り込み、規制は最小限とします。また、名称もその目的が明確となるよう「長野県子どもを性被害から守るための条例」とします。</p> <p>条例案では目的で、「子どもの性被害が、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、その被害を生じさせる行為が、子どもの尊厳を害するものであることに鑑み」と明記することにより、条例が子どもを性被害から守ることを目的とすることを明確化します。</p> <p>また、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）」では前文を設け、条例制定の趣旨、理念、目的などを明示していることから、本条例案では、目的で「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって」と規定し、関連性を明記します。</p> |
| 目的 | <p>性暴力にあった子どもは被害者であり、保護され、回復する権利がある。「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」の趣旨に反しないよう、仮に条例化をするのであれば、子どもの権利条約第34条の規定や子ども支援条例の理念・原則に基づくものであること、「尊厳を保持」するだけでなく「子どもの権利を保障」することをより明確に打ち出すべき。</p> | <p>子どもの性被害は、一過性のものではなく長期間にわたって心身に重大な影響を及ぼし、その成長発達にも著しい影響を与える、子どもの尊厳を踏みにじる行為であり、子どもを性被害から守ることは極めて重要です。</p> <p>条例案では、目的で、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）」と相まって」と明記するとともに、「子どもの最善の利益を尊重しなければならない」と規定し、性被害の予防や被害者支援等の取組を総合的に推進して、性被害から子どもを守り、健やかな成長を支援するという目的を明らかにします。</p> |
| 定義 | <p>他県条例を意識し、子どもの性被害を限定的にしか捉えていない印象を受ける。スクールセクシュアルハラスメントは広い意味で子どもへの性暴力だと思う。</p> | <p>条例案では、性被害を既存法令や本条例案で規制する性被害という定義に限定せず、広く性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為などを含めた身体的又は精神的被害を性被害として規定します。</p> <p>また、基本理念でも「子どもは健やかに成長していくべき存在であること」を明記するほか、「性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、健やかに成長するため」の施策の方向性や性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるための施策の方向性を示します。</p> |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|-----------------|--|---|
| 性被害の予防のための教育の充実 | <p>「適切な性教育をすれば、子どもを性被害から守ることができる」という論に疑問を感じている。表現を変えれば、被害者に対して「あなたが無知だから、あなたが無防備だったから被害にあった。あなたに落ち度があった。」と言っていることに変わらない。たとえ子どもが無知で、無防備であったにせよ、子どもの弱みに付け込む行為をしてはならないのは大人なのだという基本を忘れてはならない。</p> <p>子どもに、深い愛情と責任を感じていれば、「性衝動が抑えられなかった」ということでは済まない。</p> <p>男子にも性教育は必要だと思う。</p> <p>大事なものは、正しい知識、感覚を子ども自身が持つこと。それを育てることに価値がある。</p> <p>「性教育の充実」では曖昧。</p> <p>避妊教育ではなく、純潔教育、つまり子どもの性交渉を抑制する教育であることを明記してほしい。</p> | <p>ご意見のとおり単に性教育等の予防教育を充実しただけでは、子どもを性被害から守ることはできないものと考えます。</p> <p>よって、条例案には、性教育などの予防教育の充実だけでなく、県民運動の推進や相談体制の充実、被害者支援のほか、威迫等の子どもに対する社会的非難を受けるべき不当な手段を用いて行われる性行為等を罰則をもって禁止する規定を設けます。</p> <p>子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、人権教育や自己肯定感の向上のための教育は子どもの性別を問わず必要と考えます。</p> <p>また、性に関する行為は、人としての成熟が前提であり、信頼し合った人同士の対等な関係性から生まれることを学ぶ教育が重要です。</p> <p>条例案には「性被害の予防のための教育の充実」を規定し、性教育や人権教育の更なる充実に努めてまいります。</p> |
| インターネットの適正利用の推進 | <p>インターネットの適正利用のための講話は有効と思われるので、分かりやすくかみくだいた講話をより多く実施してほしい。</p> <p>インターネット、SNS等に関しての条例も整備されるべきだと思う。</p> | <p>性被害はインターネットやSNS等に起因するものが多く見受けられることから、子ども、保護者はもとより県民の情報モラル向上の取組を充実していく必要があると考えています。</p> <p>条例案には、「インターネットの適正な利用の推進」を規定し、学校における情報モラル教育のほか、保護者や県民に対する地域での研修や専門家派遣などの施策の方向性を明記し、安定的、継続的に取組を推進してまいります。</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）では、携帯電話事業者に対して、青少年（18歳未満の者）が利用する携帯電話・スマートフォンの契約をする場合、保護者からフィルタリングサービスを不要とする申出がない限り、フィルタリングサービスを提供することが義務付けられており、また、サーバー管理者には青少年の有害情報の閲覧防止規定が設けられているところです。</p> <p>性被害はSNS等に起因するものが多く見受けられますが、SNS等は子どものコミュニケーションツールとして広く普及していることから、情報モラル教育や相談体制を充実</p> |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|-----------------|---|---|
| インターネットの適正利用の推進 | | <p>させることが大切だと考えます。</p> <p>こうしたことから条例案には、「インターネットの適正な利用の推進」を規定し、子どもに対する学校教育における情報モラル教育の充実、大人に対する啓発活動の実施のほか、子どものインターネットの適正利用に関し、通信事業者等との連携協力により、子どものインターネットの適正な利用を推進する取組を行う旨を明示します。</p> |
| 相談体制の充実等 | <p>子どもの性被害に関する相談体制や性被害を防止のための取り組みへの支援などは、理念的・抽象的な規定にとどまっている。このため、性被害の防止というよりも、子どもとの性行為が道徳的に見て健全か不健全かに終始してしまっている。</p> | <p>条例案には、「相談体制の充実等」を規定し、子どもや保護者等が安心して性の相談をすることができる体制の充実や子どもが安心して過ごすことができる場の整備などの相談体制の充実等を盛り込み、性被害者のためのワンストップ支援センターの設置など積極的に施策を展開してまいります。</p> |
| 県民運動の推進等に関する施策 | <p>青少年育成に関する地域や民間の自主的な取り組みを尊重しようとする姿勢に欠けている。</p> <p>子どもを一方向的に管理の道具、保護の対象として見なし、権利の主体、自律の主体として尊重しようとする姿勢が伺えない。子どもの意見を十分に把握・反映することを強く求める。</p> | <p>条例案には、基本理念で、「子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在である」と規定するとともに、県は県民運動を尊重することを規定します。</p> |
| | <p>「県民運動を積極的に推進する。」という責務・役割を規定すべき。</p> <p>例えば、「県は、今日まで県民運動が果たしてきた責務と役割を尊重し、今後も積極的に推進する。」といった規定を入れてはどうか。</p> | <p>ご意見を踏まえ、条例案には、県の責務として、「県民運動を尊重し、それを積極的に推進するものとする」と規定します。</p> |
| | <p>条例が制定されたからといって、今までの取り組み方針を無くすわけではないので、条例と県民運動を両輪として、更なる子ども達の安心・安全につなげていけばよい。</p> | <p>県民運動の活性化と条例制定は相対立するものではなく、相互に補完し合いながら、車の両輪として進め、両者の相乗効果で子どもを性被害から守っていくことが重要と考えています。</p> <p>条例案では、県民運動を子どもを性被害から守るための基盤として位置付けるよう、「県民運動の推進」の規定を設け、県民運動を継続的、安定的に進め、子どもの育成支援に関する活動が県民総ぐるみで行われるよう、県民運動への県民や事業者などの参加を促進してまいります。</p> |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|---------------|--|--|
| 性被害を受けた子どもの支援 | <p>「性被害者のためのワンストップ支援センター」など、被害者支援の施策においては、「性被害」という言葉の使用を今一度、慎重に議論していただきたい。特に「性被害者」という表現は、被害者の性そのものが毀損されたような印象を与えかねない。</p> <p>また、「性暴力」という、力関係を濫用した暴力と権利侵害により被害が生じているという事実を、曖昧なものにすると感じる。</p> | <p>条例案では、「性被害」の定義規定を設けており、性被害を刑法等の既存法令や本条例案で規制する性被害という定義に限定せず、広く性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為などの身体的又は精神的被害を性被害とする旨を規定します。</p> <p>「性被害者ワンストップ支援センター（仮称）」については、条例案が対象とする子どもに限定することなく全年齢の性被害を支援対象とするもので、本人が同意しない、対等でない、望まないにも関わらず強要される「性暴力」の被害者を支援対象とするものであることから名称について検討してまいります。</p> |
| | <p>「性被害を受けた子どもの支援に関する施策」については、より実効性のあるものとすべき。</p> <p>被害児童の保護は急務であり、責任の所在を明らかにし、保護及び被害者支援について連携した対応を行うことを明記すべき。</p> <p>被害を受けた子どもの支援は、児童買春・児童ポルノ禁止法にも規定があり、実質的に同一のターゲットを支援することになるので無駄である。</p> <p>逆に、この規定を行っていないのであれば、条例で支援を行うと宣言したところで、結局、何もできないし、何もしない。具体的にどの部署がどのようなケアを担当するのかを明記すべき。</p> | <p>条例案で被害者支援の対象となる性被害は、児童買春・児童ポルノ禁止法の罪だけでなく、刑法、児童福祉法などの罪に当たる行為のほか、広く性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為などによる身体的又は精神的な被害を対象にします。</p> <p>なお、条例案に「性被害を受けた子どもの支援」を規定した上で、性被害を受けた子どもの支援に係る具体的施策として、被害者からの相談に適切に応じ、総合的な支援を可能な限り一か所で提供したり、支援を行っている関係機関に確実につなぐコーディネートの役割を果たす、性被害者のためのワンストップ支援センター（名称は検討中）を平成28年7月中に開所してまいります。</p> <p>また、性被害を受けた子どもの気持ちに寄り添い、子どもの心理的負担等に配慮した面接の実施等、行政と警察が日常的に児童福祉的な見地から連携するとともに、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修を実施してまいります。</p> |
| 啓発活動 | <p>我が子を性被害から守るべき、子育て中の親達の関心が低い。保護者やPTAの皆さんへのPR活動を、学校や行政を通じて、積極的に進めてほしい。</p> | <p>子どもを性被害から守るための基本理念に関する県民の理解を促進し、子どもの性被害の予防等に関する取組を進めていけるよう、条例案には「啓発活動」を規定し、市町村と連携協力して積極的に周知・啓発に努めてまいります。</p> |
| 大人の責任 | <p>「真摯な恋愛感情を阻害する」という意見がありますが、常識的に、例えば30代の男性が18歳未満の少女と関係を結ぶことやコミュニティサイトで知り合ったばかりの少女と関係を迫ることが真摯な恋愛として許容されると考えているのか。</p> | <p>条例案での処罰対象は、子どもに対して行われる性行為等に至るまでに大人の側が用いた手段が明らかに不当な場合である、「威迫」「欺き」「困惑」又は「困惑に乗じて」行うものに限定します。条例の制定により、真摯な恋愛が阻害されることはないと考えます。</p> <p>また、威迫等による子どもへの性行為等は、社会的に非難を受けるべき行為であり、処罰規定には抑止力があると考えられることから、子どもを性被害から守るため、条例案では罰則を科すことにします。</p> |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|--------|---|--|
| 大人の責任 | <p>そもそも真摯な恋愛を公権力が判断することはできない。性は生であり、当事者の自己決定権を阻害することはあってはならず、そこに条例が踏み込むおそれを完璧に排除することができるのか重大な疑問を感じる。</p> | <p>条例骨子案では「大人が、真摯な恋愛を除き、判断未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、子どもを支える責任として許されないものである」という「大人の責任」を明記した訓示規定を設けたところです。</p> <p>この条例骨子案の規定は、基本的な考え方としての「大人の責任」を明記しているものであり、具体的な処罰対象行為を示しているものではなく、罰則が付されているものでもありません。また、条例案の処罰規定は、真摯な恋愛か否かではなく、「威迫」「欺き」「困惑」という手段に着目し、こうした手段を用いて行われた性行為等を社会的非難を受けるべき行為として処罰対象としています。</p> <p>ご意見を踏まえ、当該規定が処罰対象行為を示すものといった誤解を招かないように、条例案では「大人の責任」の規定を設け、「大人は、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであることを自覚しなければならない」と規定し、訓示規定であることを明確化します。</p> |
| 適用上の注意 | <p>人権侵害のおそれがあると言うが、子どもの人権より犯罪者の人権を心配するとは何ごとか。冤罪の虞もあると言うが、殺人罪だって冤罪はある。それなら刑法 199 条の殺人罪は廃止せよと言うのかと屁理屈も言いたくなる。</p> <p>警察が被害者の言い分を鵜のみにして、数々の冤罪事件が発生している。警察の体質が変わらないまま、条例が制定されれば、冤罪が発生する可能性が否定できない。</p> <p>この条例で冤罪を発生させないための仕組みは不十分である。</p> <p>少年が自ら望んで行為に及んだ場合、相手は捜査を受けるのか、受けないのか。</p> <p>少年が性的な被害を訴えなくても、保護者が性的な被害を訴えたら、相手の大人はどうなるのか。</p> <p>被害者の意思に反して加害者が立件される懸念がある。</p> | <p>ご意見を踏まえ、子どもを性被害から守るため、罰則付きの条例案をとりまとめました。</p> <p>条例案には、「適用上の注意」に関する規定を設け、「国民の権利を不当に侵害しないように留意する」という濫用防止規定を盛り込みます。また、条例の運用面において、捜査における十分な配慮を行うこととしています。</p> <p>捜査は具体的な事案に即して、法令と証拠に基づいて行うとともに、個人の基本的人権を尊重しつつ、公正誠実に行われているものと承知しており、条例が制定された場合は、条例の趣旨を尊重し適切に運用されるものと考えております。</p> <p>大人が性行為等に至るまでの手段として、社会的な非難に値する「威迫」「欺き」「困惑」を用いなければ処罰にはなりません。</p> <p>条例案には、「適用上の注意」に関する規定を設け、「国民の権利を不当に侵害しないように留意する」という濫用防止規定を盛り込みます。さらに、条例の運用面において、捜査における十分な配慮を行うこととしています。</p> <p>捜査は具体的な事案に即して、法令と証拠に基づいて行うとともに、個人の基本的人権を尊重しつつ、公正誠実に行われているものと承知しており、条例が制定された場合は、条例の趣旨を尊重し適切に運用されるものと考えております。</p> |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|----------------------|---|---|
| <p>威迫等による性行為等の禁止</p> | <p>罰則の規制は、他都道府県と同様に「淫行」または「淫らな性行為」とすべき。 全国で問題なく運用されており、構成要件が曖昧であると問題とされた例はない。</p> | <p>多くの都道府県で「淫行」または「淫らな性行為」という表現が採用され、昭和60年10月23日の最高裁判決において限定解釈のもとに規定の有効性が維持されたものの、同判決には、「淫行」及び「淫らな性行為」という表現から、通常の判断能力を有する一般人が最高裁判決の示す内容を読み取ることは困難であるという反対意見もありました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○最高裁判決（昭和60年10月23日） 「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解するべきでなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいう。</p> </div> <p>こうしたことを踏まえ、本県では規制項目に係る規定は、より限定することが適当と考え、法律の専門家で構成した「子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会」において、構成要件の明確化等の法的な整理を行うとともに、立法事実を検討した上で必要な処罰規定を設けることとしました。 条例案における処罰規定は、この条例モデルを基にしており、最高裁判例が示す「淫行」に含まれている対象行為をより限定して構成要件を明確化したもので、「威迫」、「欺き」、「困惑」、若しくは「困惑に乗じ」た子どもに対する性行為等を、社会的に非難を受ける行為として処罰対象とします。</p> |
| | <p>周辺行為にも罰則を設けるべき。</p> | <p>わいせつ行為をさせる、性行為等を見せる、教えるといった周辺行為については、「子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会」の報告のとりまとめにあっても、他都道府県での検挙事例を確認できませんでした。また、刑罰法規の謙抑性の観点も踏まえ、条例案においては罰則のない禁止規定として盛り込むこととします。 また、こうしたことが起こらないように、子どもや大人に対する人権教育や性教育の充実を図ります。 なお、性被害者のためのワンストップ支援センターなどによる相談、支援を充実することに伴い、今後、相談等で把握される事案の種類が拡大することも予想されることから、その状況によっては必要な措置や規制等も検討してまいります。</p> |
| | <p>困惑させているか否かを捜査機関である警察が判断するという点で恣意的な運用・解釈がなされる可能性が高く、問題。子ども支援条例に基づく公的な第三者機関（子ども支援委員会）において客観的に権利侵害の事実認定ができるようにすること。</p> | <p>条例案における処罰規定は、最高裁判例が示す「淫行」に含まれている対象行為をより限定して構成要件を明確化するもので、「威迫」、「欺き」、「困惑」、若しくは「困惑に乗じ」た子どもに対する性行為等を社会的非難を受ける行為として処罰対象にします。 「困惑」という用語は、売春防止法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で、罰則対象となる行為の構成要件として用いられており、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいう解釈が確立しているところです。</p> |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|----------------------|---|--|
| <p>威迫等による性行為等の禁止</p> | <p>誰を罰したいのか。好奇心旺盛な青少年の若気の至りにも、教育でなく処罰を与えたいのか。青少年への教育的配慮から、淫行処罰条例対象者の年齢に下限を設けてほしい。</p> <p>現実として多くの場合、すでに国で定められている児童ポルノ買春防止法でカバーできる。</p> | <p>また、条例案には、「適用上の注意」に関する規定を設け、「国民の権利を不当に侵害しないように留意する」という濫用防止規定を盛り込み、さらに、条例の運用面において、捜査における十分な配慮を行うこととしています。</p> <p>この濫用防止規定は、検察や警察が捜査において遵守しなければならない考え方として規定しているものであることから、当然、捜査においては、一方的な訴えだけでなく、全ての事情を慎重に判断していくものと考えています。</p> <p>なお、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例で定める長野県子ども支援委員会は、刑事事件に係る捜査や事実認定などの調査を行うものではありませんが、人権侵害を受けた子ども又は子どもに係る保護者は、同委員会に救済を申し出ることができます。</p> <p>条例案には、適用除外規定を設け「この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもに対しては、この条例の罰則は適用しない」旨を盛り込みます。なお、違反者に対しては、教育や福祉的な指導により適切に対応してまいります。</p> <p>児童買春・児童ポルノ禁止法における児童買春の罪の構成要件は、被害者の年齢を18歳未満であると知っていること、及び性行為等の前に、金品等の供与又はその約束があることの2つの要件が必要とされています。</p> <p>よって、金品等の供与又は約束がない場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法では対処できません。</p> <p>条例案で処罰対象としている「威迫」「欺き」「困惑」は、そうした既存法令による規制では対処できない行為を対象とするものであり、被害の多寡にかかわらず、子どもを性被害から守るため、こうした社会的非難を受けるべき行為に対し処罰規定を盛り込むことは必要と考えます。</p> |
| <p>深夜外出の制限</p> | <p>県民に子どもへの監視を呼びかけることになりかねず、規制には反対。</p> <p>県民運動の根拠にはなるが、なくても県民運動は可能だし、誘拐等の他の刑罰法規で規制は可能であるため罰則をつける必要性はない。</p> <p>誘拐罪に該当しない犯罪に適用できるので、深夜外出の規定に賛成。</p> | <p>条例案で処罰対象としている子どもを深夜に連れ出す等の行為に係る法令は、刑法の誘拐罪が想定されることです。通説・判例では、誘拐は偽計・誘惑などの間接的な手段を用いて、相手方を従前の生活環境から離脱させ、自己又は第三者の支配下に置くこととされています。また、両者に同意があっても、子どもの判断能力が未熟（知慮浅薄・心神耗弱）であったり、偽計を用いたり、甘言を用いるなどその判断の適正を誤らせた場合には、誘拐罪が成立すると解されています。</p> <p>こうしたことから、正常な判断能力を有する、偽計や甘言を用いていないなどの場合、一般的に誘拐罪は成立しないこととなることが想定されます。</p> <p>条例案では、子ども（小学生以下等、判断能力が未成熟な者は除く。）を誘拐に該当しない方法で深夜に連れ出した場合でも、「保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない」と規定し、罰則を科すこととしてこうした行為を禁止してまいります。</p> |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|---------|---|--|
| 深夜外出の制限 | | <p>子どもを保護者の同意なく深夜に連れ出すこと等は悪質で、重大な性被害につながるおそれがあることから、子どもを性被害から守るためにこうした行為を規制することは意義のあるものと考えます。</p> |
| | <p>深夜外出の制限には、保護者の同意を得ない場合等の子どもの連れ出し等に対する罰則はあるが保護者、深夜に営業を行うもの等に対する罰則がないので、これらに対する罰則も必要だと思う。</p> | <p>条例案では、子どもを保護者の同意なく深夜に連れ出すといった重大な性被害につながりかねない悪質な行為に限定して、罰則を盛り込みます。</p> <p>深夜に外出している子どもに対しては、保護者のほか、事業者に加え、県民全体で、子どもに目を向け、関心を払うことが必要であることから、帰宅を促すことを求めることが必要と考えますが、条例が制定されても、こうした子どもを性被害から守る取組は県民運動を基盤とすることには変わりはありません。</p> <p>子どもの深夜外出については、これまでもカラオケボックス、ボウリング場、ゲームセンターなどの深夜営業事業者が18歳未満の者の利用制限を行うなどの自主規制を県民運動として行ってきています。</p> <p>県民運動を重視する観点からも深夜営業事業者や保護者には罰則を科すのではなく、県民運動として子どもを性被害から守るために取り組んでいただくことが重要と考えます。</p> |
| | <p>「努めなければならないものとする」との文言が使われているが、冗長に思う。強制力の強い順に「しなければならない」、「～とする」、「努める」、「努めるものとする」とすればよいのではないか。</p> | <p>ご意見を踏まえ、条例案では、文言を整理して規定します。</p> |
| 罰則 | <p>罰則があれば抑止効果がある。抑止が効かない者がいるのも事実だが、そういう者は再犯者であるなど、必ず多くの被害者を生む。例え一定期間であろうと捕まえて社会から隔離することも必要。</p> | <p>平成26年3月に取りまとめられた「子どもを性被害等から守る専門委員会報告書」においては、専門委員会での議論を踏まえて、規制の効果について、いわゆる「淫行処罰規定を制定した都道府県においては、一般的に制定当初の数年間はかなり数の検挙件数があり、次第に減少する傾向が見られる。検証は時間をかけて行う必要はあるが、一般的には、直接的な効果も抑止的な効果もある」とされています。</p> <p>また、この問題については、国レベルでも厳罰化等の議論が行われており、昨年8月に法務省の「性犯罪の罰則に関する検討会」が報告書を取りまとめて公表していますが、その際に出された日本弁護士連合会会長の談話でも「性犯罪の加害者を適切に処罰することは、一般予防の見地からも特別予防の見地からも重要である」と述べられており、この談話からも、罰則は、社会一般への警告による犯罪防止と犯罪者を改善し、再犯を防止するために重要と考えられます。</p> <p>一般的に人は罰則の対象になる行為は行わないようにするものであり、罰則で性被害を全てなくすることはできないかもしれませんが、数を減らす効果は高いと考えられることか</p> |
| | <p>警察による相談は、あくまで捜査や厳罰により、加害者への制裁に道筋をつけるものでしかない。仮に条例を制定するのであれば、罰則規定を外し、すでに制定されている子ども支援条例に基づき、被害者の心理的・社会的回復のためのものとして、抜本的に見直すべき。</p> | |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|----|--|--|
| 罰則 | | ら、罰則を設けて社会的非難を受ける行為から子どもを守ることは意義あるものと考えます。 |
| | 罰則が甘い。少なくとも、「5年以下、500万円以下」とすべきで、可能であれば、「執行猶予無し」とすべき。 | <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項で「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」と規定されています。</p> <p>全国でも本条例で禁止する威迫等の性行為等に対する罰則は2年以下の懲役又は百万円以下の罰金としているところが多く、本県条例案でも威迫等の性行為等については、地方自治法の規定による罰則の上限の罰を科すことにしています。</p> <p>長野県が条例を制定すれば、47都道府県全てにおいて子どもに対する性行為等について規制措置が取られることとなりますが、都道府県によって処罰対象行為や罰則の軽重が異なっていることから、国に対して、子どもの性被害に対する法規制のあり方等について検討するよう要請してまいります。</p> |
| | 条例は必要だとは思いますが、あまり法律で取締るのは良くないと思う。 | <p>性教育等の充実や県民運動と規制との相乗効果により子どもの性被害を防いでまいります。</p> <p>また、多くの都道府県のいわゆる青少年保護育成条例では、「淫行」または「淫らな性行為」という表現が採用されていますが、この表現については構成要件の明確性等の課題が指摘されていました。本県の条例案では、子どもに対して行われる性行為等に至るまでに大人の側が用いた手段が明らかに不当な場合である、「威迫」「欺き」「困惑」又は「困惑に乗じて」に限定し、構成要件を明確にして処罰対象とします。</p> |
| | 青少年が置かれている社会的状況の厳しさを思うとき、青少年にこれ以上の拘束と縛りをかけて、若い心がさらに委縮することを心配している。 | 条例案は、子どもを性被害から守ることを目的としており、威迫等による性行為等に限定して罰則を設けるなど、規制の対象は限定的なものとしします。 |
| | 子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないという規定は、出会い系サイト等で知り合った行きずりの一回性の淫行に際して、そこまでの厳重な義務を条例で科すことは法律に抵触しないのか。 | 多くの都道府県では本県条例案と同様に、子どもの年齢を知らないことに過失がないときを除き、子どもの年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができないものと定めています。本県を除く他の大多数の都道府県では、いわゆる淫行を罰則をもって禁止する規定を昭和50年代に整備しており、近年も全国で毎年千件程度の検挙件数がありますが、条例の年齢知情規定が違法となった事例は承知しておりません。 |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|-----|---|--|
| 罰則 | <p>18歳ではなく、16歳からを基本線とし、18歳未満までは、脅迫や望まない行為を強いられるなどで女性が苦しめられた場合に取り締まることとし、親告罪とすべき。</p> | <p>児童や青少年の保護を目的、理念とした児童福祉法、児童買春処罰法、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律といった国の法律、他の都道府県の青少年健全育成条例が、性に関する子どもたちの身体的・精神的成熟性を考慮して「18歳未満」の者を保護・育成の対象としていることを踏まえ、条例案では子どもとしての対象を18歳未満の者にします。</p> <p>青少年の性行動全国調査（H23、日本性教育協会）によれば、大学生の性交体験は男子：54.4%、女子：46.8%、高校生は男子：15.0%、女子：23.6%、中学生は男子：3.8%、女子：4.8%であり、中学生を除いて前回調査（H17）よりも大きく低下しているとされているところであり、こうした数値からは、高校生を半数前後が性交体験を持つ大学生と同列に扱えないのではないかと考えられます。</p> <p>こうしたことから、子どもを性被害から守るための条例案における子どもとしての対象は18歳未満の者とするのが適当と考えます。</p> |
| その他 | <p>一部のメディアの恣意的報道にうんざりしている。他社の記事も読むが、賛成している新聞社でも反対、賛成を平等に報道している。反対記事ばかり強調し、世論を誘導するのは止めてもらいたい。</p> <p>育成条例を制定した場合、東御市などで制定されている独自の条例は県へ合わせるべき。</p> <p>立法事実について、現行法で十分対応が出来ない案件であったのか等の検証を行うべき。対応が不十分であれば、それは日本全体の問題であり、法律の改正等を行わせるべき。</p> <p>性犯罪加害者の再犯防止、治療体制の整備および必要な国への働きかけを行うことを強く求める。</p> <p>罰を受けることに思いが至らず、衝動的に犯行に及ぶ加害者も多い。加害者をどう更生させるかという視点が欠落している。</p> <p>被害者支援が重要で加害者対策は厳罰に処すれば良いという考えは、誤り。</p> | <p>県では、引き続き報道機関に対して県としての考え方を十分に説明し、正確に報道していただけるよう対応してまいります。</p> <p>条例は自治体がそれぞれの判断で定めているものですが、県の条例案に係る規定を設けている長野市や東御市などとは調整を図ってまいります。</p> <p>立法事実については、長野県警察本部が平成27年3月26日開催の第2回子どもを性被害から守るための条例のモデル検討会で示した「平成25年・26年中における17事例」について、現行法では対応ができない事案であると、この検討会でも検証されているところです。</p> <p>また、長野県が条例を制定すれば、47都道府県全てにおいて子どもに対する性行為等について規制措置が取られることとなりますが、都道府県によって処罰対象行為や罰則の軽重が異なっていることから、国に対して、子どもの性被害に対する法規制のあり方等について検討するよう要請してまいります。</p> <p>性被害の再犯防止のために加害者の教育や治療等を行うことは、保護司、保護観察所、更生保護ボランティア等、国の保護観察制度と連携した取組が重要と考えます。</p> <p>今後、国に対して性被害の加害者の再犯防止等についても検討するよう要請してまいります。</p> |

| 項目 | 意見概要 | 県の考え |
|-----|---|---|
| その他 | まず条例をスタートさせ、そぐわない部分を改正して行き、より良いものを作ればよいと思う。 | ご意見を踏まえ、条例の規定については、子どもを取り巻く社会環境の変化や条例の施行状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずる旨を条例案に盛り込みます。 |

パブリックコメント全ての意見

| No. | 内容 |
|-----|---|
| 1 | <p>子どもの性被害に関する行為の規制の罰則について 子どもを性の対象、道具、おもちゃとして、性行為を行う大人は厳しく罰せられるべきです。そのためには罰則は必要です。 ただし、この案では、罰則の対象行為が狭すぎます。 最高裁判所の判例が示すとおりにすべきだと思います。 長野県がこのままでは、子どもが心配です。</p> |
| 2 | <p>淫行条例の制定可否で中々決着されない事に苛々している。 知事は早く決断し施行すべきです。 こんなことに反対している様な県議には次回は絶対投票しない覚悟です。</p> |
| 3 | <p>結論から申し上げます。 県議会は早急に本条例を成立させなくてはなりません。 なぜならば、いま長野県の未成年者性被害件数は増えているからです。 反対意見として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長野県らしさを守る 2 地域住民による教育により防止できる 3 学校、家庭教育で防止できる <p>等々耳にします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いったい長野県らしさとは何なんでしょうか？ グローバルな世界の中で、まさに勘違いしているのがこの考え方だと思います。 ・ 地域住民は関心をもって取り組んでいるのでしょうか？ 山間地は年寄りばかり、市街地も高齢化が進む長野県。長野県人の第一声は「どこから来たんだい？」そこからコミュニケーションの発展はありません。その結果、地域住民による教育など考えも及びません。 ・ 学校、家庭教育で取り組めるのでしょうか？ 理想ではありますが不可能です。 なぜならば、学校教育が衰退していることは事実であり、教育県長野は過去の遺産です。家庭教育と言われますが、現状を認識してください。 子供の教育は学校任せ。以上の理由からもご理解いただけると思います。 長野県会議員のみなさま、一日も早い「淫行条例」成立してください。 長野県の高齢化はどんどん進んでいます。高齢の先生方が、「長野県らしさ？」などに拘っていたら、長野県に若者は育ちません。 |
| 4 | <p>どこで集めてるのか、よく判りません、本当に県民の意見を聞く気が有るのでしょうか？と疑問に思ってしまうので、もっと判りやすくしてもらって良いでしょうか？</p> |
| 5 | <p>以下、私の意見です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① この条例は、1日も早く制定されなくてはなりません。 何故ならば、日本中の不心得者（日本国籍でない者も含む）が、「若い・幼い女性との性交渉を持って、摘発されない唯一の県」との意識 |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>で、我が県が、標的になっている、という話を聞くからです。</p> <p>② また、罰則については、「2年以下の禁固、100万円以下」では甘く、少なくとも、「5年以下、500万円以下」と改めるべきで、もし規定が可能であれば、「執行猶予無し」とすべきです。何故ならば、この手の犯罪者は、常習性が有ると考えるからです。</p> |
| 6 | <p>罰則のある条例は絶対に必要です。 一刻も早い制定を要望します。 ただし、現在の案では、規制が甘すぎます。 なぜ、「淫行」、「みだらな性行為」でないのでしょうか。 最高裁判所で解釈が確定し、それに沿った運用がなされ何の問題も生じていません。 条例は制定されても、適用できない、または、適用が難しいようでは、性被害に遭った被害者は救われません。 全国と横並びでないことを美德とするいかにも信州人的な発想に思えます。</p> |
| 7 | <p>条例に対する賛成・反対の両意見に欠けている点は、事の本質、目的は何かという視点です。 目的は17歳以下の少女を大人の性被害から守ることです。 冤罪の防止、自由な恋愛や人権をそこなう、などは本質から外れています。 「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」で結論を見出すべきです。 一部からは「真剣な恋愛なら許される」との意見を聞きますが、それなら相手が中学生でも許されてしまいます。 恋愛ならなおさら、相手を気にかけて守らなくてはなりません。 性行為をしたいと思っても、少女に対しては1～2年我慢して待つというのが良識ある大人です。 また、反対者の多くには唯一条例の無い長野県を、誇りたいという思いがあるのではと疑います。 これはまるで本質から逸脱しています。 自由や平等権利、共生などの視点から議論をすればするほど、言葉あそびに陥り、本質から離れてしまいます。だめなものはダメです。</p> |
| 8 | <p>未来を担う子どもが心身ともに健康で成長することは大人の責任であり義務でもあります。 戦後の物資等が乏しい時代に生まれ、私の子どもの頃は家族・近所の人・友達等「人としての行い」を教え学び助け合いました。 今の時代は物資的にも恵まれ価値観も変わり、あふれる情報の選択に戸惑うばかりです。 子ども達もあふれる情報の真意を見分けられず、そっと近づく分別を持たない人間の誘いに巧みにのってしまい悪夢を見てしまう子どもいるでしょう、一生その重荷を背負い続けると思います。 今こうして私も年を重ねてきたとき、辛いことがあっても、子どもの頃の懐かしい思い出が元気にしてくれました。 しかし、その思い出が悪夢であった場合、と考えたとき今の自分があったかどうかと思います。 条例の骨子案を読ませていただき、この条例制定を望まない大人がいるとすれば、その品位を疑いたくなります、もっと早く制定されているべきと思いました。 子ども達が心身ともに健康で明るく育むこと願うものです。</p> |
| 9 | <p>処罰規定にスポットが当たっていますが、県民教育を推進する上でも条例の早期制定が必要と思えます。 (行政、各機関、保護者などの責任を明らかにし、また、予算獲得の根拠とするために)</p> |
| 10 | <p>早く作ってください。罰則付きでないという意味がありません！周辺行為も罰則を付きで！</p> |
| 11 | <p>長野県知事阿部守一様県次世代サポート課様、2016年3月31日</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>こんにちは。毎日の業務ご苦労様に存じます。</p> <p>3月26日の新聞（原文は実名）で意見募集を知りました。</p> <p>記事には、庁内には「3年近く議論している」という声もあったとありました。</p> <p>それでもなお意見交換を継続するというのは、知事には何か気がかりがおありなのではないかと推察しました。</p> <p>気がかりというものは、無意識が、何か大事なことを失念していることを教えている信号です。</p> <p>条例制定に当たって、現状の何が不必要で何が足りないのかを寄せてほしいという知事のことを嬉しく拝見しました。</p> <p>私見です。ご賢察ください。</p> <p>検討経緯、報告書、報告書概要、基本的な方針（抜粋）、骨子案を読みました。</p> <p>専門委員会の皆様方の真摯な思いとご努力にこころから感謝申し上げます。</p> <p>委員会の皆様による「予防の観点」からの報告や、「外部の視点からの意見」はまことにその通りだと、よく書いて下さったと大変嬉しく拝見しました。</p> <p>寄せられた声に対する県の対応箇所を骨子案に探しましたが見当たらず、私には現状維持のように見受けられます。</p> <p>私が骨子案に不安を感じるのは、現状を打開するための処罰以外の思い切った方策がなされていないからです。処罰だけが動き始めていることに、時代への逆行を覚えます。</p> <p>○ 「何が足りないか」の私見です。</p> <p>「加害者の救済なんてほっとけ！苦しめばいいんだ！男なんて助けなくていい！」という被害者の言葉に、受けた傷と痛みの深さを思います。</p> <p>冤罪の懸念もさることながら、処罰でまっとうになるなら再犯率は0になります。</p> <p>処罰に頼った政策は人の心の痛みのわからないまま、窮屈さと不信感の増す世の中になります。</p> <p>性被害者加害者を出さないために、その事件の背景に切り込んだ新たな打開策を構築する必要があります。</p> <p>予防教育のイノベーションが必要です。</p> <p>例えばDVや統合失調症です。それらを生みだした社会的背景とそこにどのような心理が働いていたのかを理解し、打開策を考えなければ、そのこころの働きの癖や轍は永遠に親から子へ伝承されていきます。</p> <p>性教育の性の字が、性教育とは何かを教えてください。</p> <p>生き生きとしたこころの教育が性教育だと教えてください。</p> <p>県として新たな方策を考え、子育ての基本をしっかりと学ぶ機会を提供し努力したが、処罰も必要だというのが順番かと存じます。</p> <p>私は定年を機に長野清泉女学院大学開放講座で何年か学びました。</p> <p>当時短期大学の講座は開放されていませんでしたがお願いして保育も少々学びました。</p> <p>それは3人の子どもが社会人になった私にとっても若いうちに学びたかったと思えるものでした。</p> <p>保育士免許や幼稚園教諭免許取得で学ぶ内容は青少年育成のためのヒントも満載でした。</p> <p>若い親が学ぶ教科書としても大変有効です。</p> <p>これを子供の保育幼稚園時代や義務教育の間に長期休みを活用して、男女ともに、また親子ともども学ぶ時間の有効性を強く訴えたいと思います。</p> <p>能力や経験で人を区別し、段階をつけ、排除することで解決をしたと考えることは、身近に多国籍の人々と暮らす時代に逆行していると考えます。</p> <p>より良い社会を築き、よりよい親になるための努力の仕方を示された時、そこから自身にもよい人生へのチャレンジの道が開けるのだと考えます。</p> <p>問題があると考える児童や大人だけを対象にするのではなく全員が会して学ぶことに県民運動としての意義と高まりがあると考えます。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>良い養育者になるためだけでなく、自身が最期を迎えた時の時、家族に恵まれた良い人生だったと思えるために大変有効な授業になると考えます。性教育の県民運動には保護司会・更生保護女性会の皆さまのご協力をお願いできたらうれしく思います。</p> <p>○ 9日10日の意見交換会への私見</p> <p>条例制定のための理解を求めるのではなく、県民の声を受け入れる姿勢でなければ、何が足りないのかは見えてこないと存じます。痛みの経験のない人が条例を作らせていただいているのです。その議論が深まる人選が必要だと考えました。</p> <p>例えばです。</p> <p>司会進行 _____ 長野県中央児童相談所の職員 コーディネーター _____ 中島副知事 助言者 _____ 長野県女性相談センター職員、次世代サポート課職員等です。</p> <p>ご賢察をお願い申し上げます。</p> |
| 12 | <p>長野県知事 阿部守一様、県 次世代サポート課様、2016年4月23日（土）</p> <p>淫行処罰条例の論点はまだ出尽くしていない 今ここで条例の弊害を訴えることを諦めたら子どもたちに申し訳ないから</p> <p>○ 9日のタウンミーティングに参加しました。当然のことながら青少年の冤罪を心配する声に共感する人が多かった。私も冤罪を心配するひとりです。</p> <p>冤罪だけでなく、青少年が置かれている社会的状況の厳しさを思うとき、青少年にこれ以上の拘束としばりをかけて、若いところがさらに委縮することを心配しております。</p> <p>○ 淫行問題の論点を3つのカテゴリーに分けて考えました。</p> <p>論点 1 誰を罰したいのかと改めて思いました。 論点 2 子どもはGDPを上げるための道具ではない。子どもたちの人権は守られているといえるか。 論点 3 子どもたちを被害者にしないために、後悔させないために何をすべきか。</p> <p>論点 1 誰を罰したいのかと改めて思いました。 たちの悪い大人か。好奇心旺盛な青少年の若気の至りにも、教育でなく処罰を与えたいのか。 青少年への教育的配慮から、淫行処罰条例対象者の年齢に下限を設けていただきたい。</p> <p>○ たちの悪い大人の淫行処罰だけを考えていただきたいと考える理由。 大人から青少年への淫行問題は、自己満足のための女性差別であり、人権侵害だからです。</p> <p>○ 淫行に関わった親と、当事者である女子を含めた青少年へは、教育を与えていただきたいと考える理由。 青少年同士の場合は社会環境の悪化と教育不足が原因だからです。</p> <p>9日のタウンミーティングで元養護教諭の女性は「野見山さんが話された実態と学校現場での実態はまったく別ものです。妊娠した生徒が抱えるこれからの人生の苦難をわかってほしい。子どもは、教えてやらなければ本当に何も知らないんです。性教育の充実は県と教育委員会が連携を深めて体制を整えてほしい。」と訴えられました。</p> <p>仕事を通して見てこられた生徒たちの深い後悔と、妊娠した女生徒のこれからの人生の現実を思いその苦悩を述べられました。</p> |

| No. | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|-----------|-----------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-----------|-----------|----------|---------|-----------|--------|----------|---------|--------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|---------|---------|------------|---------|----------|---------|------------|---------|----------|
| | <p>そうなんです。たちの悪い大人と、ことの重大性を知らない、好奇心旺盛な若者の若気の至りを十把ひとからげにして論じてきたところに問題があったのです。</p> <p>若気の至りというけれど、それをしない人のほうがはるかに多いことを思う。</p> <p>一線を越えさせたものは何かということに耳を傾けなければならない。人権も民主主義も守るためには知恵も努力もいる。</p> <p>論点2 子どもたちの命と人権は守られていると言えるか。</p> <p>〔参考資料〕 厚生労働省：平成26年人口動態統計月報（概数）の概況 36 第7表 死因順位（1～5位）別死亡数・死亡率（人口10万対）性・年齢（5歳段階）別</p> <table border="1" data-bbox="241 459 1093 874"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>第1位</th> <th>第2位</th> <th>第3位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死因・死亡数</td> <td>死因・死亡数</td> <td>死因・死亡数</td> <td>死因・死亡数</td> </tr> <tr> <td>5歳～9歳</td> <td>悪性新生物 103</td> <td>不慮の事故 102</td> <td>先天奇形等 37</td> </tr> <tr> <td>10歳～14歳</td> <td>悪性新生物 101</td> <td>自殺 100</td> <td>不慮の事故 86</td> </tr> <tr> <td>15歳～19歳</td> <td>自殺 433</td> <td>不慮の事故 312</td> <td>悪性新生物 141</td> </tr> <tr> <td>20歳～24歳</td> <td>自殺 1177</td> <td>不慮の事故 384</td> <td>悪性新生物 175</td> </tr> <tr> <td>25歳～29歳</td> <td>自殺 1422</td> <td>不慮の事故 386</td> <td>悪性新生物 325</td> </tr> <tr> <td>30歳～34歳</td> <td>自殺 1518</td> <td>悪性新生物 698</td> <td>不慮の事故 417</td> </tr> <tr> <td>35歳～39歳</td> <td>自殺 1761</td> <td>悪性新生物 392</td> <td>心疾患 550</td> </tr> <tr> <td>40歳～44歳</td> <td>悪性新生物 2000</td> <td>自殺 2040</td> <td>心疾患 1218</td> </tr> <tr> <td>45歳～49歳</td> <td>悪性新生物 4682</td> <td>自殺 2045</td> <td>心疾患 1716</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料12 ②年齢別死因 図7-1 性・年齢階級別にみた主な死因の構成割合（平成26年）と36 第7表 死因順位別死亡数です。</p> <p>特に、10代の死因の上位が自殺と不慮の事故という事実は何を意味しているのかと思います。</p> <p>5歳～9歳の子どもの不慮の事故には想像ですが、虐待死も相当数含まれているのではないかと案じております。</p> <p>この問題は以前から指摘されていましたが、未だに有効な対策がうたれていないままに更に条例という形で若者のところに拘束が加わることに危惧を覚えています。</p> <p>青少年の淫行問題の根っこには、社会環境悪化や親たちの労働環境悪化とも関係があると考えています。隣の席の子が死にたいというほど苦しんでいても気づかない、気づいていてもどうしようもなく、ともに苦しんでいるのだろうか。</p> <p>自由化という名の下で企業論理に振り回されて、子どもたちを取り巻く社会環境と親たちの労働環境が悪化したことの影響が特に大きいのだとしたら私たちはどうすべきかを考えます。</p> <p>3月16日に厚生労働省が児童相談所の権限強化という改正案を明らかに記しました。背景にはこれらの問題があったのだろうと推察しますが、この事態は児童相談所の皆さん方のお力だけで解決できる問題ではないと考えます。</p> <p>子育てで専業主婦は、子どもから片時も目が離せず、躰や健康に悩みながら一生懸命育てているのに、国や周囲からは働いていないとみなされ、評価は低い。働いていれば評価が貰えるし、達成感もある。お金にもなる。社会とつながっていて楽しい。多くの女性や母親たちは「子育てより働いていた方が楽だ」と言います。</p> <p>「保育園落ちた 日本死ね」騒動で思いました。</p> | 年齢 | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 死因・死亡数 | 死因・死亡数 | 死因・死亡数 | 死因・死亡数 | 5歳～9歳 | 悪性新生物 103 | 不慮の事故 102 | 先天奇形等 37 | 10歳～14歳 | 悪性新生物 101 | 自殺 100 | 不慮の事故 86 | 15歳～19歳 | 自殺 433 | 不慮の事故 312 | 悪性新生物 141 | 20歳～24歳 | 自殺 1177 | 不慮の事故 384 | 悪性新生物 175 | 25歳～29歳 | 自殺 1422 | 不慮の事故 386 | 悪性新生物 325 | 30歳～34歳 | 自殺 1518 | 悪性新生物 698 | 不慮の事故 417 | 35歳～39歳 | 自殺 1761 | 悪性新生物 392 | 心疾患 550 | 40歳～44歳 | 悪性新生物 2000 | 自殺 2040 | 心疾患 1218 | 45歳～49歳 | 悪性新生物 4682 | 自殺 2045 | 心疾患 1716 |
| 年齢 | 第1位 | 第2位 | 第3位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 死因・死亡数 | 死因・死亡数 | 死因・死亡数 | 死因・死亡数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5歳～9歳 | 悪性新生物 103 | 不慮の事故 102 | 先天奇形等 37 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10歳～14歳 | 悪性新生物 101 | 自殺 100 | 不慮の事故 86 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15歳～19歳 | 自殺 433 | 不慮の事故 312 | 悪性新生物 141 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20歳～24歳 | 自殺 1177 | 不慮の事故 384 | 悪性新生物 175 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25歳～29歳 | 自殺 1422 | 不慮の事故 386 | 悪性新生物 325 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30歳～34歳 | 自殺 1518 | 悪性新生物 698 | 不慮の事故 417 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35歳～39歳 | 自殺 1761 | 悪性新生物 392 | 心疾患 550 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40歳～44歳 | 悪性新生物 2000 | 自殺 2040 | 心疾患 1218 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45歳～49歳 | 悪性新生物 4682 | 自殺 2045 | 心疾患 1716 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>所得税での控除を外し、母親に産後6週間で保育園に預けて働くことを求めている政策への疑問の声があがらなかったのは何故か。お母さんも地域も頑張ってお声をあげてくださいと言いたい。</p> <p>○ 親子の間に、愛着という、絶対に守りたい、守ってもらえるという相互の安心の信頼関係の体験不足で育った人には愛着という愛が分からない。</p> <p>親子で周囲からの緊張の中で子育て期間を過ごした人は周囲を信用できなくなる。 安心して甘えられる親子関係を築けないで育った人は、愛情ってどんなものか分からない。 動物園育ちと同じで、親になったからといって愛着を満たす子育ての大切さを説かれても分からない。 食べたこともない、味も香りも分からないのに、言葉や文字で教えられてそのお料理を作れと言われてに等しい。 大変で苦勞も多いけど一生でたった数年しかない子育ての苦勞と楽しみと愛しさを味わいながら夫婦で思い出につなげることができる社会であるために、今私たちが選択すべきは何かを考えます。</p> <p>0歳時から保育園に預けられて親と過ごすのは寝ているときだけ。 企業論理に振り回された社会や保育園や学校は、従順で学力ある人間になるように求める。 均一で画一化の価値観から落ちこぼれた身は肩身が狭くなる。 大学では効率とグローバルと自己責任を教えられ、真逆のイノベーションも求められる子どもたち。 今の子どもたちの生育環境はかくも苛酷なのです。</p> <p>論点3 子どもたちを被害者にしないために、後悔させないために何をすべきか。</p> <p>○ net 情報もたらす性被害問題と青少年間の性被害問題は別物だ。対策は2本立てで考えてほしい。</p> <p>元養護教諭の女性は、現場の声として、青少年の淫行問題は無知が原因なことが多いと述べられました。 学校現場の性教育を筆頭に、真の県民運動はどうあったらいいかの論議こそ始めていただきたくお願い申し上げます。子どもたちに必要なのは教育です。教育環境に性教育の力はあるか。</p> <p>子どもたちを守るためには知恵も努力もいる。</p> <p>私は net でみた「講演録：21世紀における国際人権法の役割・女性差別撤廃委員会の活動を例として——林陽子」から、「どこの国にも人権侵害はあってどこの国にも女性差別はある。しかしながら人権先進国と人権後進国との間には大きな差ができてきております。その差はどこから来るのかと見ていきますと結局先進国では人権侵害があっても被害者は最終的に司法によって救済されるのです」を紹介しました。</p> <p>ここにあるようにこれは人権問題なのです。女性の人権侵害なのです。淫行問題もいじめも人権問題なのです。」と述べました。</p> <p>力不足でうまく言えなかったことを残念に思いましたが、元養護教諭女性の方が、会が終わって出口に向かう私に急ぎ足で来られて「よかったです。大事なことを言っていた。この問題は女性差別、人権問題なんですよ。言ってくれてありがとうございます。頑張ってください」と言ってくれました。良かった。言いたいことは伝わっていたんだと思いました。</p> <p>4月15日付新聞（原文は実名）の記事です。警察庁発表によれば「出会い系サイト以外の交流サイトを利用して犯罪の被害に遭った18歳未満の子どもは前年より231人多い1652人で被害児童のうち96.3%が女性だった。</p> <p>淫行などの青少年保護育成条例違反が699人（42.3%）で最多。有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」の利用の有無が判明した児童のうち724人（94.8%）は利用していなかった。最も被害が多かったサイトは複数交流型のツイッターで226人（118人増）」とありました。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>子どもの教育というのは、言葉の指導だけではできないから、ことに安全の確保はしっかりと身に付けてほしいから、昔からいろいろ工夫されてきました。</p> <p>例えば、自転車の安全指導のために、子供は自転車を学校に持って行って整備点検や交通規則の実地指導を受け体験しながら学びます。キャンプや登山の前には、身支度や荷物を学校に持って行って点検を受け、飯盒炊爨の練習もします。パソコンやスマートフォンの使用上の注意事項も同じだと考えます。</p> <p>親への教育を考えました。</p> <p>例えば、県民会議の皆さんのお力をお借りして、子どもが家庭で使っているパソコンやスマートフォンを net に接続できるパソコン教室等をお借りして、情報から身を守るためのフィルタリングの仕方やツイッターやブログを含め、安全な使い方等の指導を、親にすることも有効かと思えます。</p> <p>学校現場の性教育を筆頭に、真の県民運動はどうあったらいいかの論議こそ始めていただきたくお願い申し上げます。</p> <p>《参考資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PDF 厚生労働省 平成 26 年 人口動態統計月報年計（概数）の概況 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/.../dl/gaikyou26.odf 12 頁 結果の概要 3 死亡 (2) 死因 36 頁 統計表 第 7 表 死亡順位 (1～5 位) 別死亡数・死亡率・・・・ ○ 講演録 21 世紀における国際人権法の役割 女性差別撤廃法の役割・女性差別撤廃委員会の活動を例として niben.jp/niben/books/frontier/frontier201511/2015_N011_02.pdf |
| 13 | <p>中学生の母親です。</p> <p>条例は、大人の責任で子どもを守る手段の一つになります。</p> <p>罰則があることで抑止効果が期待できると思います。</p> <p>地域のつながりが希薄な今、市民活動と合わせての効果を期待します。</p> <p>どうか子どもを守って下さい。</p> <p>条例があれば、救える子どもが必ずいます</p> |
| 14 | <p>長野県での青少年に関する条例は、唯一、平成 11 年 3 月に「年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例」（テレクラ条例）が関係団体の陳情の中で制定されました。</p> <p>その後、青少年の健全な育成を願う団体や県民の声として、何らかの形での「健全育成に関する条例」が必要と、長年に渡り継続して訴えて来ました。</p> <p>長野県には、有害な環境から子ども達を守る条例が無いために、他の都道府県で設置されていた有害自販機が長野県内に移動して設置されるような状況でした。佐久市や東御市等で条例が制定され、有害自販機の設置規制がされると、今度は県内で、条例が制定されていない地域へ引っ越して設置されて来ました。</p> <p>幸いにも、地域での撤去活動や、インターネットから容易に手に入れることができるようになり、有害自販機は徐々に撤去され設置台数はかなり減少していますが、未だに県内を網羅した条例が無いために、県内の所々に有害自販機が設置されているのが現状です。</p> <p>《条例の必要性》</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が、国連で平成元年に採択され、日本では平成6年5月に公布されました。</p> <p>「子どもの権利条約」の4つの柱の中の一つの柱として、「守られる権利」がありますが、子ども達が様々な被害に遭う可能性が有る以上、悪いことをたくらむ大人達から「守られる権利」を得るためにも何らかの条例制定が必要と思います。</p> <p>一時的には、長野県でも「子どもの権利」を取り入れた取り組みを検討された時期も有ったようですが、その後、平成25年5月に子どもを性被害から守る専門委員会が設置され、専門委員会からの提言の中で、今回の条例のモデルへと結び付いて来ました。</p> <p>ネットの中では「少女と遊ぶなら長野県」と言われる中で、被害に遭うのは子ども達です。</p> <p>悪いことをたくらむ大人から子ども達を守るためには、何らかの形での条例が必要です。</p> <p>「冤罪を招く可能性が大きい」「自由な恋愛を阻害する」と、条例制定に批判的な立場の方もいますが、そもそも「冤罪の可能性」のあるような行為をするのも、悪いことをたくらむ大人達です。</p> <p>条例には、冤罪の可能性を含んだ行為を未然に食い止める「サイドブレーキ」的な役割があります。</p> <p>ワンストップ支援センター、青少年サポーター制度など、子ども達を地域の中で健やかに、また、逞しく育てて行く環境が徐々に整い始めております。</p> <p>しかしながら、我が子を性被害から守るべき、子育て中の親達の関心が低く、今回の「子どもを性被害から守るための条例」や、条例のモデル等についての取り組みについては、全く理解されていない（知らない）のが現状です。</p> <p>「長野県青少年育成県民会議」の存在や、今までの活動等聞いたことも無いと言うのが地域での現状です。</p> <p>そこで、保育園や幼稚園に子どもが通う保護者やPTAの皆さんへのPR活動を、学校や行政を通じて、積極的に進めて欲しいと思います。</p> <p>PRする内容として、条例制定への取り組み状況や、条例制定が必要な訳、具体的に現時点で条例の中に盛り込む内容等の項目についてまとめてPRし、その上で、子育て中の親達の意見も条例の内容に盛り込んで頂きたいと思います。</p> <p>子育て真っ最中の皆さんに、長野県の青少年への取り組みの理解が深まれば、行政からお役目的に青少年サポーター制度で選ばれた人達よりも、効率よく行政と県民が車の両輪となって、子ども達の健全育成活動が進んで行くと思います。</p> <p>条例に是非盛り込んで欲しい内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども達が犯罪に巻き込まれる恐れや、自身の非行に結び付く可能性のある深夜外出の制限今回の条例のモデルを基に、早急に条例が制定されるように、前向きな議論と検討をお願いしたいと思います。 |
| 15 | <p>被害に遭ったにもかかわらず、「あなたが受けた行為は長野県では犯罪ではないので被害に当たらない」と言われ、苦しい思いをしている人がいることを考えなければと思いました。</p> <p>必ずこの機会に条例制定をお願いします。</p> |
| 16 | <p>条例制定は必要。</p> <p>子供を守るために、子供にとって安全な地域づくりのために条例制定をお願いします。</p> |
| 17 | <p>子どもを性被害から守るための取組に関する県の責務・役割等について</p> <p>今回の一連の議論の中で、「県民運動」の役割の重要性が改めて認識されたことから、「基本的施策」への位置付けのみでなく、「県の責務・役割」においても、「県民運動を積極的に推進する。」という責務・役割を規定すべきではないかと思ひます。</p> <p>例えば、「県は、今日まで県民運動が果たしてきた責務と役割を尊重し、今後も積極的に推進する。」といった規定。</p> |
| 18 | <p>この種の条例が無いのは長野県のみであることから、必要だと思ひます。</p> |
| 19 | <p>教育県のプライドは何処に？</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>人間としての自制心が働かず、衝動的な行動が多いものと推測されるが、教育県として信州人のプライドは何処へ行ってしまったのか？残念で成らない。</p> <p>知識人の多発に憂慮する教育者や警察官など社会的に知識人としての地位に在る人の犯罪が多いのは、どうゆう事なのか？</p> <p>昔の公務員は他の人の模範と成り、且つ指導的立場の者の犯罪は許し難い職場環境に問題があるのでは働きやすく、希望に満ちた職場ならば悪行を考える余裕が出るものでしょうか？</p> <p>また管理者の総合的管理不足に起因することも考慮されるので、優良な管理者の育成も検討する余地は充分にあるものと考察する。</p> <p>厳重な処罰で再発を防止する。悪行をするものは、承知の上で自制心を放棄しての行為と思われるし、再犯も有り得るので厳罰に処することが再犯の防止に成るものとする。</p> <p>処罰の公表化への検討</p> <p>罪の無い幼い子供を自我の都合で、自制心も無く行動することは、家庭や関係者に強い怒りと憤慨を定着させるもので、絶対に撲滅することが肝要で有るので公表をしても異論が出ることも無いと考える。</p> |
| 20 | <p>条例制定に、冤罪とか教育優先で反対している方がいますが、どうして反対なのでしょう。</p> <p>大人に遊ばれている子供がいるんなら、守ってやるのが当たり前であって、反対する気持ちが理解できません。</p> <p>反対している新聞がありますが、そんな自分勝手な意見を公共に訴えてもいいのでしょうか。</p> <p>そんな当たり前のことを議論する必要はなく、はやく制定して安全な長野県をつくって下さい。</p> |
| 21 | <p>非常に良い内容だと思います。</p> <p>処罰対象の年齢は、成人以上でも良いのではと思います。</p> |
| 22 | <p>処罰対象が非常に限定的で、慎重な条例だと感じました。</p> <p>もう少し、広くてもいいような気がしますが、ひとまず、早く制定して運用し、実情に合わせて改正するのも有りでしょうか。</p> |
| 23 | <p>性教育充実させる事をまずやってから、検討する条例案だと思います。</p> <p>また、検討もタウンミーティングで、若者の反対の声が多いところも有ったのに、若者の声を受け止めず、しっかりした説明も無く、ただ条例を作るのは、県内の若者を冒涇してると自分は感じてしまい、本当に悲しい限りです。</p> <p>そして、現在、色々な法律や条例もあり、大体の部分が、他の法律や条例と被っていると聞きました。</p> <p>その説明も無く、やろうとしているのは、まるで、若者だけではなく、全ての県民を冒涇しているように感じてしまいます。</p> <p>判りづらい形の周知で、条例ありきで話を進めるのではなく、県民、ひとりひとりが理解し、話し合い、必要であれば条例をつくる様にしたいと思います。</p> |
| 24 | <p>早く条例を制定して欲しいと思います。</p> <p>この条例について反対する理由が見当たりません。</p> <p>罰則つきの条例を早く制定してください。</p> |
| 25 | <p>長野県臨床心理士会の一員として活動しております。</p> <p>私も臨床心理士は、医療や教育の現場でカウンセリングなど心のケアに従事しております。</p> <p>その中では、子どもの性被害に関する相談も少なくなく、深刻な状況に直面し、対応にも苦慮しております。</p> <p>私としては、今回の条例が、子どもを性被害から守るために有効だと考え、そろそろ、結論を出す時期ではないかと思っております。</p> <p>この間、専門委員会や公聴会、タウンミーティングなどが繰返し行われ、有意義な検討が続いてまいりました。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>性教育の充実が大切だ、冤罪を防がなければならない、加害者に対する再犯防止の取組みも必要、県民運動で子どもたちを守れないかなど、様々な角度で検討されたと思います。</p> <p>検討の過程で、条例の制定に消極的な議論もあったとのことですが、その間にも、性被害は増え続けておりますし、統計に載らないケースもあることでしょう。</p> <p>現実には、「待ったなし」の状況が進んでいると思います。</p> <p>新たな性被害を防ぎ、性被害に苦しんでいる方の相談体制を拡充するためにも、今回の条例骨子を定めて、速やかに施策を進めて頂くことをお願いいたします。</p> |
| 26 | 泣いている子どもがいるのであれば、罰則付きで早く作ってください！ |
| 27 | <p>条例に賛成です。なぜ今までなかったのか不思議なくらいです。</p> <p>子供を守るために罰則は必要です。早く条例を作ってください。</p> |
| 28 | <p>子供の性被害の実態と今の社会を考えると処罰規定をもって子供を守らなければならないと思います。</p> <p>モデル案に沿って早く制定してください。</p> <p>子供を持つ長野市民より</p> |
| 29 | <p>性被害の定義によれば、性交を伴うものは当然想定されていますが、被害者が「これは性被害だ」と認識できるためには、性交についての十分な知識が必要と思われます。</p> <p>したがって、第二性徴を経ている男女が性交するとはどういうことか、また性交の結果、排卵のサイクルが合えば妊娠する可能性があり、さらに相手が性感染症の保菌者であれば自分も感染する可能性があること、それを避けるためにはコンドームの使用が有効な手段であること等を学校の授業できちんと扱い、性被害に遭わないための十分な予備知識を身につけておくことが必要であると思います。</p> <p>しかし、現行の中学校保健体育学習指導要領では、「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」とあり、県教委保健厚生課によれば「妊娠の経過」とは性交のことであり、つまり中学校では性交は扱わないとされています。</p> <p>したがってこの骨子(案)のまま条例が実施されたとしたら、学校における十分な性教育ができないまま、罰則規定だけが先行することになると思います。</p> <p>「罰則規定だけではなく、様々な角度から子どもたちを性被害から守るためのとりくみを…」というかけ声がかかっても、結果的に罰則規定で取り締まるための条例、ということになりはしないか、という懸念が残ります。この点についてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>しかし一方で、学習指導要領は大綱的基準であり、学校における指導内容を杓子定規に規定するものではないとも思います。</p> <p>そう考えれば、中学校において原則として性交は扱わないものの、それはあくまで原則であり、様々なところで指摘されるように、昨今の性被害が放置できないほど重大な状況であれば、原則をさておいても、可及的速やかにすべての中学校において、性交を中心とした性教育の推進を、全県を挙げて進めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>この点が担保されない限り、無理矢理この条例を推し進めるべきではないと思います。</p> <p>警察が被害者の言い分を鵜のみにして、数々の冤罪事件が発生しています。以下はその一例です。</p> <p>2002年の氷見事件</p> <p>2015年に無罪が確定した大阪市の強姦虚偽証言事件</p> <p>2016年1月に逆転無罪が言い渡された鹿児島強姦事件</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>そこには、被害者の言い分が正しく、加害者として名前があがった者は犯人に違いない、という警察の思い込み捜査(?)があるように思います。警察の体質が変わらないまま、冤罪を生む可能性がある条例が制定されれば、長野県でも冤罪が発生する可能性が否定できないわけですが、この条例で冤罪を発生させないためのしくみは十分に構築されているといえるのでしょうか。不十分ではないのでしょうか。</p> <p>なお、氷見事件では、犯人とされた方が服役後に再審無罪が確定し、国や富山県などに約1億400万円の損害賠償を求め訴訟を起こしました。その判決が2015年3月9日、富山地裁であり、裁判長は「警察官らによる捜査は、合理的根拠が欠如していたことは明らか」と違法性を認め、富山県に約1966万円の支払いを命じています。逮捕から13年、長い年月です。</p> <p>(また、直接関係はしませんが警察の身内に対する甘さ、処分の甘さということも大変気になります。たとえば2014年9月に、「警察学校で教官を務めていた40代の男性警部補が、警察学校で教えていた複数の女性警察官を次々と食事に誘い、その場で体を触るなどのセクハラ行為をしていた」というニュースが流れましたが、処分は「停職一ヶ月」でした。学校の教員ならば、確実に懲戒免職処分です。)</p> <p>今月2日のインターネット上の神戸新聞のニュースで、32歳無職の女性が、インターネットの会員制交流サイト(SNS)を通じて知り合った16歳少年とみだらな行為をしたとして逮捕されました。</p> <p>16歳少年といえば、性的な興味関心が旺盛である可能性もあり、自ら望んでこの女性との行為に及んだ可能性もあります。</p> <p>詳細は不明なのでなんとも言えない部分はありますが、もしそうだとすると、そこに威迫、欺き、困惑がなければ、この女性は今回のこの条例で逮捕されることはないという認識でいいのでしょうか(もちろん他の容疑がかかることはあるかもしれませんが)?</p> <p>また、はっきりしないのは、もしこの少年が自ら望んで行為に及んでいた場合、この女性はこの件に関する捜査は受けるのでしょうか、受けないのでしょうか?</p> <p>さらに、この少年は性的な被害を訴えなくても、この少年の保護者が性的な被害を訴えたとしたら、この女性はどうなるのでしょうか?</p> |
| 30 | <p>1. 条例骨子(案)は、先に制定された「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(以下、子ども支援条例とする)」の趣旨に反します。</p> <p>(1) 骨子(案)は、規制項目に違反した者が18歳未満の子どもである場合、その罰則は適用しないとした点は、評価できるといえます。</p> <p>しかしながら、同骨子(案)は、子どもの性被害がその子に対する深刻な権利侵害、人格侵害であることを打ち出すことができていません。</p> <p>仮に条例化をするのであれば、骨子(案)が子どもの権利条約第34条の規定や子ども支援条例の理念・原則に基づくものであること、「尊厳を保持」するだけでなく、「子どもの権利を保障」することをより明確に打ち出すべきです。</p> <p>(2) 子ども支援条例は、子どもの権利に関する相談・救済を柱としたものであり、その前文において「子どもが自身の抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要」と述べています。警察による相談は、あくまで捜査や厳罰により、加害者への制裁に道筋をつけるものでしかなく、被害者の救済やエンパワーメントにはつながりません。</p> <p>仮に条例を制定するのであれば、罰則規定を外し、すでに制定されている子ども支援条例に基づき、被害者の心理的・社会的回復のためのものとして、抜本的に見直すべきです。</p> <p>(3) すでに制定・施行されている子ども支援条例では、第4条において「県は、前条に定める基本理念(第6条及び第17条において基本理念という。)にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとする。」としています。</p> <p>ところが、今回の骨子(案)は、停滞気味と指摘された、青少年育成の地域や民間での取り組みの活性化策やその状況を十分に評価・検証しないまま、作成されています。</p> <p>骨子(案)は、青少年育成に関する地域や民間の自主的な取り組みを尊重しようとする姿勢に欠けています。</p> <p>また、子ども支援条例第4条2項にもある「子どもの意見の反映」もなされていません。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>子どもを一方的に管理の道具、保護の対象として見なし、権利の主体、自律の主体として尊重しようとする姿勢が伺えません。子どもの意見を十分に把握・反映することを強く求めます。</p> <p>(4) 骨子（案）は規制事項に関して細部にわたり、規定していますが、その反面、子どもの性被害に関する相談体制や性被害を防止するための青少年育成のための取り組みへの支援などは、理念的・抽象的な規定にとどまっています。このため、性被害の防止というよりも、子どもとの性行為が道徳的に見て健全か不健全かに終始してしまっている印象を受けます。</p> <p>2. 骨子（案）は、子どもの性被害の実態を十分に踏まえていません。</p> <p>(1) 条例モデルでは、子どもの性被害への加害者の厳罰な処分に関する枠組みだけが先行しています。しかし、このままでは、被害者の意思に反して加害者が立件される懸念があります。</p> <p>(2) 条例骨子（案）は、他自治体ですでに制定されている青少年（健全）育成条例を意識するあまり、子どもの性被害を限定的にしか捉えていない印象を受けます。</p> <p>例えば、学校で子どもが「されて嫌だったこと」を聞くと、性暴力の訴えが必ずと言っていいほど、返ってきます。</p> <p>登下校時の不審者はもちろん、（男女を問わず）授業中に体を触ってくる教師、上級生の下級生に対するセクハラ、裸の写真が撮られたり、ポルノを見せられたりすることも広い意味で性暴力です。</p> <p>これらは、スクールセクシュアルハラスメントと呼ばれ、近年、その予防の在り方が課題となっています。</p> <p>特徴は、職場でのセクシュアルハラスメントと違い、子どもが被害者であること、そして、教師から子どもへという関係性だけでなく、子どもから子どもへというハラスメントも解決の対象となることです。</p> <p>いずれも共通するのは、子どもにも性を大切にす権利があるということに無頓着な教育現場の実態があります。</p> <p>子どもの権利条約は、第34条において、性的搾取や性的虐待から子どもを保護することを定めています。</p> <p>性暴力にあった子どもは被害者であり、保護され、回復する権利があります。</p> <p>条例モデルには、この点が十分に書き込まれておらず、被害者が単に「かわいそうな子」「犠牲者」「傷もの」というレッテルを貼っているような印象を受けます。</p> <p>求められるのは、被害に遭った子どもたちが気持ちを整理できるように寄り添い、その子が望むペースや方法です。</p> <p>具体的には、被害に遭った場合、涙が出るときは泣いてもいいし、叫びたければ叫んでもいいということをメッセージとして伝えていくこと、子どもが回復したら、加害者にどうしてほしいか（やめてほしい？裁判？謝罪？）を子どもに聞き、具体的な方法を一緒に考えることです。</p> <p>回復は決して簡単にできるものではありませんが、子どもたちには自己回復力（レジリエンシー）があります。</p> <p>大人は、子どもたちがその力を発揮することができるよう受けとめることが大切なのです。</p> <p>3. 条例骨子（案）の「性被害の予防に関する施策」や「性被害を受けた子どもの支援に関する施策」については、より実効性のあるものとすべきです。</p> <p>(1) 県は、条例に基づく取り組みとして、性被害者のための総合相談窓口（ワンストップ支援センター）を設けるとした点は、評価できます。しかしながら、条例骨子（案）では、総合相談窓口については抽象的な表現にとどまっています。</p> <p>性被害を予防するための施策として、相談体制を充実させるとしていますが、どのような制度を想定しているのか曖昧であり、不十分です。</p> <p>したがって、ワンストップ支援センターを設ける場合には、そのことを条例に盛り込むべきであると考えます。</p> <p>なお、子どもの支援・相談には、子どものつらさや悩みに寄り添うこと、そして子どもの立場に立ち、被害者の子どもがどのようにしてほしいかを丁寧に聞き取ることが必要です。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>そのためには、捜査権限を持った警察ではなく、まずは、医療的・心理的な専門家によるケアとサポート体制を拡充することが求められます。</p> <p>(2) 県は、条例骨子（案）において「性被害を受けた子どもが安心して支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他必要な措置を講ずる」と、その役割を規定しています。</p> <p>しかし、研修以外の具体的な取り組みに関し、規定がないのは、不十分です。</p> <p>この点、先に制定された子ども支援条例においては、その理念として「子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行わなければならない。」（第3条第4項）としています。</p> <p>子どもからの相談に対し、すべての保護者、学校関係者等が親身になって受け止められるようにするためには、例えば、学校や児童相談所などにおいて職員の体制を拡充するなど、実効性ある取り組みが必要と考えます。</p> <p>(3) なお、条例化にあたっては、被害者から事実の聞き取り確認システム（繰り返しによる負担を避けるためのフォレンジック・インタビュー）の導入を検討すべきです。</p> <p>これは、子どものインタビュー記録をそのまま司法の証拠として採用できるようにするものであり、被害者が法廷で証言しなくても済むという点で利点を有します。</p> <p>県が子どもを性被害から守るといっているのであれば、こうした被害者への配慮事項を条例で明記することが求められるのではないのでしょうか。</p> <p>(4) 条例化の有無にかかわらず、「子どもの性被害を防止するための計画」（仮称）の立案・実行を求めます。</p> <p>条例骨子（案）は、子どもと性的関係を持ったおとなへの厳罰的な対応以外に実効性がないように見受けられます。</p> <p>このため、子どもを性被害から守るための総合的かつ体系的な計画＝「子どもの性被害を防止するための計画」（仮称）を2年ごとに策定、立案することを強く求めます。</p> <p>この計画の策定にあたっては、計画が①子どもの最善の利益に基づくものとする、②教育、心理、福祉、医療との連携及び調整が図られたものとする、③保護者や子ども施設等県民との連携を通して一人ひとりの子どもを支援するものであることに留意すべきと考えます。</p> <p>なお、この計画の策定および子どもを性被害から守るための施策を充実させるため、「長野県青少年問題協議会」を活用すること、およびそのことを条例で明記することをあわせて求めます。</p> <p>なお、計画立案にあたっては、子どもや若者からの意見・希望を反映させるための参加の場を設けることを県に義務化することが必要と考えます。</p> <p>4. 条例骨子（案）の処罰規定は、運用の基準があいまいで、警察による恣意的な運用や冤罪を招きかねません。</p> <p>(1) 条例骨子（案）では、子どもとの性行為に関しては、「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない」とし、罰則付きの条例案を提示しています。</p> <p>しかし、この点に関しては、すでに多くの専門家や報道機関が指摘しているように、困惑させているか否かを捜査機関である警察が判断するという点で恣意的な運用・解釈がなされる可能性が高く、大変問題であると言わざるを得ません。</p> <p>冤罪を引き起こす可能性はもちろん、被害者の意にそぐわない状況をつくり出す可能性もあり、容認できません。</p> <p>先に述べたように、子ども支援条例に基づく公的な第三者機関（子ども支援委員会）において客観的に権利侵害の事実認定ができるようにすることも大切ではないのでしょうか。</p> <p>なお、冤罪の懸念に対して、「冤罪で犠牲になる人よりも性被害に遭う子どもの方が多いので、冤罪が生じても仕方がない」という議論がありますが、人権がすべての人に公正かつ平等に保障されるという考え方に逆行し、大変深刻な問題をはらんでいるものと考えます。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>5. 性犯罪加害者の再犯防止、治療体制の整備および必要な国への働きかけを行うことを強く求めます。</p> <p>(1) 性犯罪の抑止や再犯の防止は厳罰だけでは難しいのが現状です。罰を受けることに思いが至らず、衝動的に犯行に及ぶ加害者も多いからです。その意味でいえば、加害者にどう更生させるかという視点が条例骨子（案）には欠落しています。必要に応じて、加害者に対し、医療的なサポート（例えば、治療を勧告・命令する）を行うことができるよう法整備を行うべきです。</p> <p>(2) 性犯罪の加害者への対応は、応報的司法（犯罪の要因という悪玉を探し、刑事罰を受けさせる）のみではなく、修復的司法に基づく治療や再犯防止教育の必要性も考えるべきです。この場合、加害者の課せられる責任とは、被害者に与えた害を認め、それを償う行動をとることを意味します。</p> <p>つまり、①自分の行動の結果を引き受け、「問題とされる行動」を振り返る（説明責任）、②その振り返りを基に、将来の再犯を防止する（再犯防止責任）、③被害者に対する謝罪と具体的な償いの行動をとる（謝罪・賠償責任）です。</p> <p>加害者には、この3つの責任を生涯に渡って負わせるため、必要な法整備を行うことが大切と言えます。</p> <p>(3) 一般に、性犯罪は断絶したカテゴリーではなく、日常それほど珍しくないような「性的からかい」に始まり、間接的接触による「覗き」「下着盗」「わいせつ電話」「性器露出」、直接的接触による「痴漢」「強制わいせつ」、そして攻撃性が増大する「強姦」、その極致にある「快樂殺人」に続くといった連続体で表され、その攻撃性の強度と被害者との接触の度合いによって量的に異なりますが、性暴力としての本質は共有しているとされます。</p> <p>このような特性から性犯罪は、一般に他の犯罪と比べると、再犯率が高いことが知られています。このため、現在、法務省においても性犯罪の厳罰化が検討され骨子（案）でも、刑罰の創設が検討されていることと認識しています。</p> <p>しかし、性犯罪を起こした加害者は、他者との適切な人間関係（男女関係を含む）を育むスキルが不足していること、支配欲や征服欲が強く、一度、性衝動が高い状態になると、そのコントロールが難しくなることが指摘されています。</p> <p>このような性暴力行動を抑えるためには、加害行動を振り返り、被害者の感情を慮る想像力を育むこと、再犯を防ぐために、性衝動を自己コントロールの下に置くことが求められ、そのためには、加害者を罰するのではなく、認知行動療法や薬物療法などによって更生させることが必要です。</p> <p>つまり、被害者支援が重要で加害者対策は厳罰に処すれば良いという考えは、誤りなのです。</p> <p>大切なのは、性犯罪の加害者を確実に治療のルートに乗せること、そのために、行政として加害者に対し、治療を勧告できるようにするとともに、治療体制を整備することです。</p> <p>加害者を出さないことが被害者を出さないことにつながるという視点を見落とすべきではありません。</p> |
| 31 | <p>淫行条例について意見を言わせてください。</p> <p>インターネットを利用した出会い系サイトで子どもが悪い大人に「食べ物」にされています。</p> <p>47都道府県あるなかで、長野県だけ、それを「自由恋愛だからいいではないか。」と言っている。</p> <p>47人大人がいて、46人がおかしいと思っていることをなぜおかしいと思えないのでしょうか？</p> <p>大人は、自分の欲望を満たすため、「彼女とは真剣だった。そんな彼女との仲を邪魔するな」と言うかもしれません。</p> <p>真剣だと言うのであれば、親への挨拶は行ったのでしょうか？</p> <p>子どもである彼女や、その親に、「ひどい。訴えたい。」と言われることをするからこそ、問題となり警察に訴えられるのではないですか？</p> <p>言葉巧みに出会い系サイトやLINEでおびき寄せ、16歳の高校生に甘い言葉をかけてHをする、長野県ではこれが罪にならない。</p> <p>本当にこれが正しい行為なのですか？</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>ネットで、「長野県は、援助交際天国！」と言われているの、知っていますか？ そういう情報を見て研究しているバカな大人が、残念ながらたくさんいるんですよ。 えん罪、えん罪というけれど、それは警察の問題。個別に訴えていけばいい。 手段がなければ、問題と思える行為を罰することが出来ないんですよ。 長野県、なめられていると思います。</p> |
| 32 | <p>長野県子どもを性被害から守るための条例については、長野県の安全を担保するために、是非とも制定してください。</p> |
| 33 | <p>条例は必要だと思います。 長野県に来れば、児童に淫らな行為をしても罰せられないのはおかしいと思います。</p> |
| 34 | <p>条例があれば、救える子供が必ずいます</p> |
| 35 | <p>条例は未来の守るために条例は必要だと思います m()m</p> |
| 36 | <p>長野県に条例がないことがおかしい。 必要だから他府県にはあるのだと思う。 早く制定してください。</p> |
| 37 | <p>子供を性被害から守る条例は絶対に必要だと思います。 掲示板などの書き込みを見ると、長野県には条例がないから、若い子と性行為をしても大丈夫等という内容があり、長野県の子供たちが狙われていることが分かります。 長野県に条例ができれば、その様な考えをする人も減る等、抑止効果も期待出来ます。 娘を持つ親として、娘が安全に成長できるよう、条例制定を強く望みます</p> |
| 38 | <p>賛成 被害者がいることを一番に考えるべき。 警察の恣意的捜査云々を議論するのであれば、長野県では刑法を適用しないという条例でも検討した方がいい。 反対する人間の議論はザツすぎる。</p> |
| 39 | <p>骨子案賛成 反対する人間に被害者への対応をさせた方がいい。 反対論者は、未来の長野県のために尽力する覚悟があって反対しているのか、県民運動と教育で守りきれぬのか、性被害が増えたらどう責任をとるのか、とれるわけない。 余りにも無責任で軽率。</p> |
| 40 | <p>淫行条例は必要と考える。 実際に被害にあって代償供与等がないからという理由で行為者に罰を与える法律がないことは許されないし被害者が泣き寝入りすることだけは避けなければいけないと考える。 だから、条例が必要なんだ。</p> |
| 41 | <p>今、長野県だけが子どもを守る条例が無いと聞いています。 お金などの受け渡しがある援助交際だけが警察の取り締まりになっている現状ですが、やはり、交際関係にない者同士がセックスなどをするのはお</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>かしいと思います。 困惑させたりして、出会った児童とセックスするなんて、大人として問題だと思えます。 児童と知っていて、セックスするんだから、それは許されないことです。 だから、今回の条例は、必要なものだと考えます。</p> |
| 42 | <p>私は、県内在住で子どもの頃に性被害に遭った経験のある当事者です。 条例制定については概ね賛成していますが、「性被害」という言葉の使用について意見いたします。 「性被害」という表現は、子どもが身体的・精神的に被害を受ける状況において、必ずしも暴力が伴わないケースも存在することから、「性暴力被害」という言葉では実態を正確に捉えきれないということで、慎重に選ばれた言葉なのだろうと推察しています。 英語圏では「sexual abuse（性的虐待）」という語が一般的ですが、日本において性的虐待と言った場合には、一部の特殊な家庭内で起こるレイプ等の児童虐待を想像されることが大半です。 性的虐待＝強い者が弱い者へ力関係を濫用して行う性的行為である、という意味が広く一般に共有されていない以上、性被害という表現を採ることはやむを得ないとは思っています。 ですが、今後設置が検討されている「性被害者のためのワンストップ支援センター」など、被害者支援の施策においては、「性被害」という言葉の使用を今一度、慎重に議論して頂きたいです。 特に「性被害者」という表現は、ともすれば被害者の性そのものが毀損されたような印象を与えかねません。 また、性暴力という、力関係を濫用した暴力と権利侵害により被害が生じているという事実を、曖昧なものにするのではと感じています。 性暴力被害者のワンストップ支援センターは、条例の関連施策として設置が進められていくのでしょうし、そのこと自体に異存はありません。 ですが、条例との関連を示すために字句を揃えるように、「性被害」「性被害者」という言葉を何の検証も無く使用することはやめて頂きたいのです。 性暴力被害者の支援は条例制定を補強する材料ではなく、真に被害者の助けや支えとなるものであるべきです。 少しの言葉の違いではありますが、言葉により人の意識や理解は変わるものです。 全国のワンストップ支援センターが「性暴力」という言葉を使用するのも、名称が持つ啓発の意味合いを重視しているからではないでしょうか。 私は子ども若者支援の活動にも参加しており、知事や関係部局の皆様が子どもの支援に関心を寄せ、当事者を思いご尽力されている様子も見てきました。 ですからどうか、被害を受けた当事者の視点に立った政策の展開をお願い致します</p> |
| 43 | <p>新聞などをみますと冤罪が云々などの意見がかわされていますが子どもを守るという目的に立てば条例は必要だと考えます</p> |
| 44 | <p>早急に条例制定を望みます。 議論が始まり3年も議論している中で、性被害を受けている人いるでしょう。 その被害を受けている人誰が助けるのですが？反対している人は、所詮他人事。 一刻も早く決断していただきたい。</p> |
| 45 | <p>大人のモラル低下は明らかであり、これまでの子供を守る活動に加え、青少年との淫行を罰することを盛り込んだ条例案は当然制定されるべき。 先日、県民世論調査結果が新聞に掲載されていましたが、規制が必要と答えた人がわずか14%といかにも規制は必要ないと受け取れる記事に首を傾げました。 この考えもおかしいし、そもそも調査対象となったモニターのみなさんは本当に理解した上でそう回答しているのか疑問です。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>規制は絶対必要で、こうして議論している間にも悪い大人が子供を性の捌け口としているのではないかと心配ですのでこのモデル案で早急に制定してほしいです。女の子をもつ父を代表して</p> |
| 46 | <p>子どもを性被害から守る条例は必要だと思います。 明確な根拠がなければ抑止力にならない。 子どもに意見を求めるのではなく、条例の制定により、大人の方から、社会全体で子どもを守るという意思表示をするべきだと思います。</p> |
| 47 | <p>賛成 冤罪のおそれがあるから反対するという意見があるが、雑な意見である。 他県では淫交条例違反で多数検挙していると思うが、その中で無罪となったケースは殆どないことを明示すればいいのではないかと。 警察が一方の言い分だけを聞いて立件するわけがない。</p> |
| 48 | <p>・罰則 子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行った場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科するものとする。 手段を限定する方法、山口県条例や大阪府条例に倣うものと思われるが、威迫・欺罔・困惑という要件は、刑法との関係で「強姦罪・強制わいせつ罪の暴行脅迫に至らない程度のもの」という限定がつくので、立証が難しく、実際の検挙件数は上がらないのではないかと。山口県条例や大阪府条例の検挙件数と同様に、年間一桁の検挙を目指すのか。 ・当該子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないものとする。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでないものとする。 過失処罰条項については、行為者に年齢確認を尽くさせる義務を課すことになるが、法律（児童福祉法・児童ポルノ・児童買春法など）では、児童の利用者にのみ課せられているのに、青少年条例が予定する、出会い系サイト等で知り合った行きずりの一回性の淫行に際して、そこまでの厳重な義務を科すことは法律に抵触しないのか。検事の論稿でも、疑問が出ている。 参考文献 栗原雄一検事「児童買春の罪と青少年育成条例の関係について」研修644号 児福祉60条3項、児童買春法9条は、年齢知情に関する規定の適用対象を「児童を使用する者」に限定している。このような限定が付される理由については、児童を使用しようとする者に児童の年齢に関する調査・確認義務があると考えられるため、使用者が処罰を免れようとするときは、その使用者本人において、年齢の調査確認の手段を尽くしたにもかかわらず、児童であることを知り得なかったことを主張・立証すべき責任を負うのだと説明されている（小泉祐康一注解特別刑法7第2版）。そして、この義務を尽くしたというためには、最低限、戸籍謄本、住民票の写し、免許証等の公的文書を確認するか児童本人の本籍地の役場に問い合わせる等することが必要であるとするのが裁判例の大勢である（福岡高判昭52、12、26 刑裁資料229、325、長崎家裁昭34、1210 下刑集1、12、2600）。これに対し、青少年条例の年齢知情に関する規定については、適用対象を使用者に限定するものは見当たらない。そのため、形式的には、全ての行為者につき年齢の調査確認の手段を尽くしたことの挙証責任が課せられているように見える。しかし、淫行しようとする者は当然にその相手方の年齢を調査確認すべき義務があるといえるかどうかは微妙である。 ・性被害を受けた子どもの支援に関する施策 県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、当該子どもが健やかに成長するため、関係者等と連携し、当該子どもの身体的、精神的負担等の解消又は軽減に資する医療等による支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。 長野県は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年五月二十六日法律第五十二号）「第三章 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置」で「心身に有害な影響を受けた児童の保護」の実績もあるし、「心身に有害な影響を受けた</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>児童の保護のための体制の整備」の成果も上がっていると信じていますが、それを実践してきていけば、本条例の「性被害を受けた子どもの支援に関する施策」というのは実質的には法律と同一のターゲットになるので、屋上屋を重ねるもので、不要ではないですか。</p> <p>逆に、上記の法律上の義務を法律に反して行っていないのであれば、条例で行うと宣言したところで、結局、何もできないし、何もしないのではないですか。具体的にどの部署がどういうケアを担当するのかを明記しないと、そういうことになりませんか。</p> |
| 49 | <p>性被害を受けた子どもたちが、平成 25 年以降 21 件に及ぶというのは、氷山の一角ではないでしょうか？</p> <p>泣いている子ども、当たり場のない保護者。直ちに、条例を制定して心ない大人を厳罰に付せてください。</p> <p>それと罰則規定は他県に比べ処罰行為の規定が狭すぎます。</p> <p>弁護士を入れての検討結果かどうか知りませんが、広く捉え問題があれば再検討するまで。</p> <p>最初から狭くした内容で、あとで広くすることの方が大変です。</p> <p>ともかく泣いている子どもたちがいることは、間違いありません。早急に制定をお願いします。</p> |
| 50 | <p>子どもを性被害から守るには、条例もひとつの大きな方策。</p> <p>冤罪とか言って反対する意味がわからない。</p> <p>多い少ないは問題じゃない。</p> <p>実際に長野県に来て被害に遭ったり、長野県の子どもが遭っている。</p> <p>議論が尽くされていないとか言ってるけど、時間をかけてタウンミーティングなどいろいろやっている。</p> <p>興味がない人は初めから参加しない。</p> <p>子どもを性被害から守りたいと真剣に考えている人たちが条例が必要だって言うんだから、やっぱり必要なんだよ。</p> |
| 51 | <p>一部メディア（原文は実名）の報道に違和感があります。</p> <p>県民世論調査の結果を鬼の首を取ったかのように「14%だから、県民は条例を必要としていない」との結論に読者を導こうとしていますが、そもそも何人のどういう人に調査をしたのか、一般市民の意見を反映しているとは到底思えません。</p> <p>私の周りで、条例に反対している人なんて聞いたことありません。</p> <p>全国で制定されている意味、背景、現状・・・総合して考えれば、反対だなんて言っていられないことは明らかです。</p> <p>議論は尽くされたと思います。一刻も早い制定を望みます。</p> |
| 52 | <p>子どもの恋愛や物事を選択する権利は認めてあげること、当然です。</p> <p>しかし、それは、安全あってこそそのものです。</p> <p>冤罪のおそれは、条例に限られるものではないですし、子どもが幸せな恋愛してるなら、それは、条例に触れないのでは？年齢差がある恋愛など世の中にたくさんあります。</p> <p>ただ、問題となる困惑などによって、子どもが被害、悲しむ姿がひとりでもあるならやれることはしてあげたい、そう思うのは、親なら全力出します？反対してる議員さんは、自分の子供や親族が被害にあってないからじゃないからですか？</p> <p>すでにいる被害者やその親の前でも条例があればこれから守れる子どもがいるのにいらないと言えるのですか？被害の傷は、一生ですよ。</p> <p>反対なら被害をどうやって防ぐのですか？県民運動や学校、家庭教育は皆さんやっていただいています。</p> <p>出来る限りのことを考え、形にするのが、県民のためを考える議員さんがやるべきことでは？反対の議員さんの名前公表してください。</p> <p>お願いいたします、子どもを守って下さい。</p> <p>子どもを信じているなら、条例で子どもの権利が制約されるなどとは考えません。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| 53 | <p>全国で学校の私服率が高いから条例いらぬは、話が飛躍しています。</p> <p>最近の県民世論調査の結果によると性被害を防止するために必要な新施策は「性教育」と「県民運動」が30数%、条例制定は10数%で条例制定の必要性が乏しいというような新聞記事を読みました。</p> <p>社会調査というのは、質問文の表現や質問の順番、選択肢の内容によっても、結果が左右されることがありますから、調査の全容を見ない限り、断定的なことは申せません。</p> <p>しかし、「性教育」と「県民運動」のみで、本当に子どもを性被害から守ることができるのでしょうか。</p> <p>「性教育」は、「身を守るための性知識」、「県民運動」は「防止のための社会への啓発」にはなるのでしょうけど、この2つには「加害者への処罰」という視点は一切ありません。</p> <p>私は、「適切な性教育をすれば、子どもを性被害から守ることができる」という論には、非常に疑問を感じております。</p> <p>それは、表現を変えれば、被害者に対して「あなたが無知だから、あなたが無防備だったから被害にあったんだよ。あなたに落ち度があったんだよ」と言っていることに変わりないと思うからです。確かに、ある一定の知識や判断力があることで犯罪から身を守ることもできるでしょう。しかし、知識や判断力があっても詐欺に遭い、犯罪に巻き込まれることは決してまれなことではありません。一般社会人が犯罪被害に遭っているわけですから。</p> <p>まして、子どもに対して、一歩も二歩も先を見越せるような人生経験があるであろう大人が、悪意を持って関わろうとしたとすれば、果たして「性教育」のみで、それを防ぐことができるのでしょうか。</p> <p>わが身を振り返り、行動にブレーキをかけなくてはいけないのは大人なのです。</p> <p>たとえ子どもが無知であり、無防備であったにせよ、子どもの弱みに付け込む行為をしてはならないのは大人なのだという基本を私たちは忘れてはならないのではありませんか。</p> <p>この子に対して、今、性行為をしたら、この子どもに先々どういふ影響を与えるのかということ、まず考えるべきなのです。その子どもに、深い愛情と責任を感じていれば、「性衝動が抑えられなかった」ということでは済まないのではなかろうかと思えます。</p> <p>飲酒運転も厳罰化により減少しているのではないのでしょうか。</p> <p>「飲みたくても運転前には我慢する文化」形成と同じではないのかと思えます。</p> <p>「大人の責任(処罰規定)」「県民運動」「性教育」の3つを含めた条例が必要です。</p> |
| 54 | <p>罰則を設けた条例の早期制定を強く希望する。</p> <p>ただし、罰則の規制法制要件は、他都道府県と同様に「淫行」または「淫らな性行為」とすべき。</p> <p>なぜなら、昭和60年の最高裁判判例は定着し、全国で全く問題なく運用されている。</p> <p>構成要件が曖昧と言う意見が問題とされた例はない。</p> <p>骨子案では、規制が一部の行為のみであり、実効性が期待できないため。</p> |
| 55 | <p>早急に罰則を取り入れた条例を制定すべき。</p> <p>一刻も早い制定、施行を臨む。過去、数年にわたり議論をしてきた。</p> <p>モデル条例検討会では弁護士会推薦の弁護士も、罰則の付いた規制が適当としている。</p> <p>推薦がありながら、当該弁護士個人の意見とするのは無責任。</p> |
| 56 | <p>本条例の制定に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。</p> <p>・本条例(案)は、子どもを性被害から守るために大人がどうすればよいか、という視点から、現状を踏まえた極めて適切かつ妥当な条文構成であると評価しています。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・反対意見を見ますと、県民運動や性教育の充実を優先すべきで罰則を適用するのはなじまないとかえん罪を生む恐れがあるなど-評価をしています。特に一部メディア（原文は実名）が異常なほどの反対キャンペーンを展開しているのは、マスコミの視点としていかなものかと思います。 ・住民運動の中心的役割を担っている青少年ボランティアの皆さんの真しな声に耳を傾けるべきです。 ・住民運動と一定条件下での罰則をもって規制を担保はまさしく車の両輪であることを忘れてはならないと思います。信念を持って制定することを期待します。 |
| 57 | <p>罰則のある条例賛成です。 何故なら、犯罪の抑止効果があるからです。 捕まえるための罰則ではない。 捕まえることも、それ以上の、あるいはふたたび犯罪が起きないようにするため＝抑止のためではないでしょうか。 世の中の全ての法律がそういうものだと思います。</p> |
| 58 | <p>長野県子どもを性被害から守るための条例については、長野県の安全を担保するために、是非とも制定してください。</p> |
| 59 | <p>児童ポルノや未成年者の売春等子どもが性被害に遭う機会が多く、ネットやSNSの発展により危険性が高くなっていることから、条例による罰則は有効であると考え</p> |
| 60 | <p>厳しい罰則を希望します。 子どもを守るために親として、この条例は必要と感じております。</p> |
| 61 | <p>子どもの心身的ダメージを考えると罰則は設けるべきだと考えます。 インターネットやSNSの普及から子どもを対象とした犯罪が増える近年、強い抑止効果を期待します。</p> |
| 62 | <p>子供に性的な犯罪をする被疑者は厳重に処罰した方がいいと思うので、罰則はもうけた方がいいと思う。</p> |
| 63 | <p>子どもを性被害から守るためには罰則が必要です。 罰則があるから抑止力があるのだと思います。</p> |
| 64 | <p>条例が制定されたからといって、今までの県民住民の取組み方針を無くすわけではないので条例と県民運動が両輪としてさらなる子ども達の安心・安全につなげていけば良い。</p> |
| 65 | <p>子どもに卑劣な行為をする犯罪者は許せないのもっと厳重に処罰してほしい。</p> |
| 66 | <p>子供を性被害から守るためには保護者の責任は大きいですが、情報通信網が発達した今現在は県が条例化することにより、学校、事業者、地域がより一体となり子供を守る基盤がつけられる。</p> |
| 67 | <p>インターネットなどは、大人の目が届きにくいので、予防としてフィルタリングをつける事はとても良いと思います。</p> |
| 68 | <p>真剣に子供達を性被害から守るには、やはり罰則がなければ効果がないと思います。</p> |
| 69 | <p>精神的に未熟な子供達を守るためにも、条例の実効性を確保する上で、罰則を設ける必要はある。</p> |
| 70 | <p>罰則を制定し、積極的に適用していかなければ、性被害、性犯罪は減らないと思う。 インターネット、SNS等に関しての条例も整備されるべきだと思う。</p> |
| 71 | <p>罰則の規定がなければ子どもを性被害から守ることが困難ではないかと思う。 性犯罪は再犯性も強く、罰則は必要と思う。</p> |
| 72 | <p>全国で、同条例が制定されていないのは長野県のみであり、長野県の治安維持のためにも、罰則規定を設けた同条例の制定が必要である。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| 73 | 条例がないのは長野県だけである。 淫行処罰条例がないために検挙できなかった事例もあり、少年の心に大きな傷を残しながらも何も処罰受けていない大人がいる。 |
| 74 | 全国淫行条例がないのは長野県のみであり、これまで県民が同問題に関して無関心であったのか、その結果がこの現状をもたらしたものである。 我々の子供、子孫を守り、明るい長野県をつくっていくためには、罰則規定を盛り込んだ条例が必要不可欠である。 一刻も早い制定を望む。 |
| 75 | 大人の責任を明確にする必要があり、全国的な流れもあることから、罰則も含めて制定に向けていくべき。 |
| 76 | 全国的に条例が制定されているのに、長野県が制定されていないのはおかしいと思うので、条例を制定するのは賛成です。 |
| 77 | 条例がないことで、全国の好色家から「長野県は穴場だ。」とインターネット上に書き込まれています。 このような変態を長野県から排除するためにも条例は必要です。 罰則についてもなるべく厳しいものをお願いしたい。 |
| 78 | 教育のみで子どもを性被害から守るのは限界が来ている。 他県と同じように条例を制定し、罰則を入れ抑止を図っていく必要がある。 |
| 79 | 子どもが受ける性被害は、一時的な精神的苦痛では済まされず、長期間にわたって痛み続けなければならない。 当然それは看過できるものではなく、子どもを健全に育成していくためにも、厳重な処罰を条例で定め、淫らな大人を社会から排除していかなければならない。 |
| 80 | インターネット、携帯電話機等の発展により、子どもを取り巻く環境の変化は大きく、子どもの性被害が増加しているのは事実である。 子供の健全育成のためにも、法整備は必要であると考えます。 |
| 81 | インターネットや携帯電話（スマートフォン）の普及で子どもを取り巻く環境が昔とは大きく変わっているので、条例化によらない青少年の健全育成には無理があると思う。 早急な法整備が必要と考える。 |
| 82 | 性被害を受けた子どもはトラウマになり、一生その被害について忘れられなくなる。 子どもを取巻く、現代の実状に即した条例の制定は性被害に遭う子どもを無くすために、必要である。 |
| 83 | 全国と足並みを揃えるためにも条例の制定は必要です。 |
| 84 | 「罰則を重くしても決め手にはならない。」「子ども同士の性交には無力。」との理由から慎重・反対とあるが、条例等を作るにあたって罰則がなければそれこそ無力である。 条例を作り、それが一生変わらないというのではなく、時代にそぐわない部分は変えるべきである。 まず条例とスタートさせ、そぐわない部分を改正していきより良いものを作ればよいと思う。 条例を作れば終わり、後は法律（裁判所等）にまかせれば良いというのではなく、最終手段として用いるべきで、条例は作るが、その前段の予防等の教育等、家庭、学校、県民運動等でしっかりと行っていくべきである。 |
| 85 | 罰則をなるべく厳しくしてもらい、長野県の子どもを性被害から守ってもらいたいです。 |
| 86 | 早く作って下さい！ |
| 87 | 中学生の娘をもつ親ですが、なぜ反対する人がいるのかわかりません。 早く条例を作って悪い人を捕まえて下さい。 |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | 悪い人には重い罪を与えてください |
| 88 | 条例の早期制定を望みます |
| 89 | <p>条例については賛成です。</p> <p>我が家には子供が2人いますが、子供が将来何らかの性犯罪の被害に遭うかもしれない事を考えれば、教育だけでなく、子供を守る条例も当然あったらいいと思います。</p> <p>あれば、抑止力にはなるでしょうし、全国的にも殆どどの県で制定されていると聞いていますので、制定しない理由が分かりません。</p> <p>親の立場として、世の中が変化してきている中、出来ることは子供のためにしてあげたいと考えますので、条例の制定には賛成です。</p> <p>是非よろしくお願いします。</p> |
| 90 | <p>必要だと思えます。</p> <p>賛成です。</p> |
| 91 | <p>賛成です。</p> <p>子供が性被害に遭わずない環境をつくるのが大人の役目だと思えます。</p> |
| 92 | <p>ネット中では「少女と遊ぶなら長野県」と言われる中で、被害に遭うのは子ども達です。</p> <p>悪いことをたくらむ大人から子ども達を守るためには、何らかの形での条例が必要です。</p> <p>「冤罪を招く可能性が大きい」「自由な恋愛を阻害する」と、条例制定に批判的な立場の方もいますが、そもそも「冤罪の可能性」のあるような行為をするのも、悪いことをたくらむ大人達です。</p> <p>条例には、冤罪の可能性を含んだ行為を未然に食い止める「サイドブレーキ」的な役割があります。</p> <p>ワンストップ支援センター、青少年サポーター制度など、子ども達を地域の中で健やかに、また、遅しく育てて行く環境が徐々に整い始めております。</p> <p>しかしながら、我が子を性被害から守るべき、子育て中の親達の関心が低く、今回の「子どもを性被害から守るための条例」や、条例のモデル等についての取り組みについては、全く理解されていない（知らない）のが現状です。</p> <p>条例に是非盛り込んで欲しい内容として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が犯罪に巻き込まれる恐れや、自身の非行に結び付く可能性のある深夜外出の制限 <p>今回の条例のモデルを基に、早急に条例が制定されるように、前向きな議論と検討をお願いしたいと思えます。</p> |
| 93 | 場合によっては保護者にも罰則を設けてもいいと思えます |
| 94 | 男子の性教育を少しでも早く進めなければならない |
| 95 | <p>条例制定に関して</p> <p>長く県民運動を進めてきた長野県の歴史と、飽くまでも条例制定を警察権力の介入という観点から強く反対し続ける勢力の存在に配慮して、3年間も検討を重ね続けて来られましたがもう十分に議論を尽くしたと言えらると思えます。</p> <p>被害が未だに終らず、長野県警本部も条例が無いために検挙できない事例がいくつもある事を示し、法律専門家の検討も踏まえて示されている今回の条例は、もう制定するのが当然という段階に来ています。</p> <p>骨子案の罰則について</p> <p>先日4月9日のタウンミーティングで「子どもの心身共に健康な成長を願う親の会」代表の野見山ナオミさんが涙ぐみながら報告された事例の中</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>に、バイト先の妻子ある上司に誘惑されて関係を持ってしまった女子高校生のつらい体験話がありましたが、このような事例が実際は多いと思います。つまり、よく解っていない中高生の女子が上司や教師によって、恋愛感情にさせられ、関係をもった後、捨てられる（表現は悪いが実質はそうである）。そして深く精神的な傷を負うという例であります。今回の条例では、たとえ大人が妻子ある既婚者でも、その事実を子どもが受け入れて関係を持った場合は、何ら罰せられないとなっています。</p> <p>私は、本当はこれに対しても罰することが出来るような条例にして欲しいと思っています。 そこが残念な点であります、それでも条例が無いよりはよっぽど増しなので、早急に条例を制定してもらいたいと思います。 骨子案基本的施策の性被害の予防に関する施策の人権・性教育の充実について 性教育の充実と言う意見が最近強く出されていますが、それに関しては基本的には賛成であるけれども、要注意だと思っています。 と言うのは、かつての失敗を繰り返してはならないという事です。 つまり、所謂「過激な性教育」「性器・性交教育」と批判されたように却って子ども達に興味を抱かせ、性交体験年齢を引き下げ、小学生の妊娠まで起きてしまうような結果になったら逆効果だと言うことであります。 そのような単に性の科学的メカニズムを教えるような教育ではなく、性道徳を教える教育を推進して頂きたいと考えます。 丁度2018年（小学生）、2019年（中学生）度から「特別の教科である道徳」が正式に教科となる事が決定しています。 それとも連動して、性に関する道徳教育を重要視して頂きたいと考えます。 性被害の温床には、正に大人社会の性道徳の乱れがあり、また子ども達への性道徳教育の不足不備があるからだと思っています。 長野県は昔から教育県と呼ばれてきた良き伝統があります。 その中心は長野県の道徳教育の高さにあったと思います。 是非、長野県から全国に発信できるような性道徳教育を始めて頂きたいと願います。 そのために官民揃って取り組んで欲しいと思います。</p> |
| 96 | 子どもを性被害の被害者としないために罰則は必要であると思います。 |
| 97 | 罰則は作ってほしい。 もっと厳しくして欲しい。 |
| 98 | この条例を守っていても被害に逢うかもしれない 被害者の気持ちを思うと今のままでいいのか？と思う 加害者は初めから自分の意思がはっきりして行いう事、これに対し条例がない 加害者のこれからの人生もある 無責任な行為をさせないためにも |
| 99 | 子どもを性被害から守るための条例については何年も前から県会議員等を通じて早く制定するように主張してきたが、いまだに反対する輩がいることは信じ難い。 人権侵害の虞があると言うが、子どもの人権より犯罪者の人権を心配するとは何ごとか。 冤罪の虞もあると言うが、殺人罪だって冤罪はあるではないか。 それなら刑法199条の殺人罪は廃止せよと言うのかと屁理屈も言いたくなるではないか。 |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>今まで長いことかかって議論してきているのだから、これ以上反対する輩に配慮するならば、長野県の民度は相当に低いものだと断定せざるを得ない。</p> <p>毎日のように小学校の女生徒が変質者の犠牲になっているのを見て心が痛まないのだろうか。</p> <p>四の五の言わずに早く制定せよと言いたい。</p> |
| 100 | <p>これだけ子ども達が性被害を受けていて何とかしようと考えたときに、全国で唯一ない条例を作ろうと考えるのは自然なこと。</p> <p>心身とも未熟な子どもを守るにはインターネット等情報が氾濫している中、大人を排除し、教育していくことが重要である。</p> <p>これからの子どもを守るために条例は必要である。</p> |
| 101 | <p>反対者は全国に唯一条例が無いことが長野県的美徳・誇りのように申し立て警察の恣意的捜査を懸念するかのよう述べている。</p> <p>美徳や誇りだけで子ども達は守れない。</p> <p>時代錯誤も甚だしい。</p> <p>しっかりした条例を制定し子どもを庇護することが必要である。</p> |
| 102 | <p>威迫等による性行為等の禁止、深夜外出制限、罰則</p> <p>これまで法の網としてすり抜けられていた部分であることから法を設け罰則を規制することは必要なこと</p> |
| 103 | <p>知識や経験の乏しい子供を守るためには必要な条例だと思う。</p> <p>また、この条例が制定されたことにより、子どもを食物にする者達に対し、強い警鐘を唱えることができるものとする。</p> |
| 104 | <p>条例を作ることに賛成です。</p> <p>インターネットで大人と知り合った子どもが性犯罪の被害に遭う等の事件が増えている今、子ども達の置かれている環境がこれ以上悪化しないためにも、このような取り組みが必要だと思います。</p> |
| 105 | <p>条例が無い長野県だけ教育県と言う教育が遅れている県。</p> <p>性被害から子供を守る条例は必要です。</p> |
| 106 | <p>条例作成大いに賛成、罰則も必要と考える</p> |
| 107 | <p>条例は必要だとは思いますが、あまり法律で取締るのは良くないと思う</p> |
| 108 | <p>子どもが大人から被害を受けるのは好ましくない</p> <p>条例化すべきだと思う</p> |
| 109 | <p>子供達を守る為なら必要であるが、いままで条例がなかった県であるので、県民の努力で守られていたのでこの活動に胸を張ること、大切にしてもらいたい</p> |
| 110 | <p>性被害の防止につながるのであれば早期の成立を希望します。</p> |
| 111 | <p>意見として冤罪となることがあるとの反対がありますが、私は必要な条例だと思います。</p> <p>子供を守ることを主に考えれば何も問題は無いと考えますが各方面では事を大きく考えすぎるのだと感じています。</p> |
| 112 | <p>18才未満の方も社会のニーズがあまりにも性に対して自由のため18才未満の女子に対して相手をした場合の条例を作るべきです</p> |
| 113 | <p>無垢な子供を守る為にそして不幸な子供を作らない事、大人として戒める為に条例は必要を存じます</p> |
| 114 | <p>条例は必要と思う。</p> <p>全国で青少年を対象とする事件、事故等多発している中では、法律に準ずる条例を策定し青少年を守るべきだ</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| 115 | <p>条例には賛成します 子供たちにも問題があります 学校で教育が必要</p> |
| 116 | <p>立場の弱い18歳未満の子供達を騙してはいけない(今後の住みやすい日本(長野県)であるために)条例が必要であると思います。 実行していただきたい。</p> |
| 117 | <p>あまり良くわかりませんが条例を策定する事は良いと思います</p> |
| 118 | <p>性被害の具体例を証明することは困難と思います。 表現の自由とは関係はありますがむしろ「ネット上の性情報」の規制が必要</p> |
| 119 | <p>時代も変化し社会情勢も複雑化している中、私たちのわからない所で少年たちの姿をみることも出来ず、犯罪から救済手立ても不可の中、条例は必要不可欠のものであると思います。 長野県に必要と存じます。</p> |
| 120 | <p>賛成です。 よろしく願いいたします。</p> |
| 121 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例や法律で違反とはっきり定めなければ子供や保護者の安全性と安心をどうやって担保するのか？(警察の捜査が制限されている。)法に記載されて無いから悪くないと加害者が開き直れば被害者は泣き寝入りするしかないのでは？ ・ 違法と決めれば絶対に犯罪が無くなるわけではないですが、少なくとも加害者とすれば見つければ罪に問われるといった抑止力になり、犯罪に結びつく確率はかなり低くなると思う。 ・ 名古屋簡易裁判所で31才の妻子ある副店長とアルバイトの17才が関係を持ち、恋愛感情があり、合意の元で強制的でなかったとの裁判官の判断で無罪になりました。だからとって道義的に良しといえるのか？ ・ 妻子がいる、18歳未満であることをお互い知りながらそうなったことを世間では“不倫”とか“淫行”といいます。刑事罰はなかったとしても社会的制裁、家庭崩壊や不和は免れません。 そうならないようにするのにも条例で違法と定め、当事者も含め不幸な個人、家庭を無くすべきではないか？ <p>注)むしろ条例制定に反対する人は不幸な個人や家庭が増えることを望むのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性犯罪の場合、大人でも被害届を出さず泣き寝入るケースが多いと聞きます。 また加害者はその事を承知で犯行におよびます。 犯罪の性質上誰にも相談できず、被害者はいつまでも嫌な思いをしたいと思います。 また、人生経験が浅い判断や対処が未熟な子供達が言葉たくみに悪い大人に脅され騙され被害に遭ってからではもう遅いのです。 ・ 子供を騙して脅すことは3月に中野区で保護された15歳の少女の拉致誘拐事件と変わりありません。 子供性被害防止条例をつくり、拉致誘拐同等の犯罪として法整備を進めるべきです。 ・ 真摯な恋愛について。 性的関係を伴う恋愛には喜びと同時に責任とリスクを伴う。(病気、妊娠など。)責任をとれる状況(年齢、環境、心構え、健康状態など)での行動を。 いつでもどこでも誰とでもでは危険。 |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>生涯を添い遂げる伴侶と責任を持てる時期に。が道徳的。適齢期が来たら子供にも堂々と言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性教育について。 タウンミーティングの時、特に元養護教諭の女性は性教育を主張していたが、誰も教えなくとも時期がくれば分かります。むしろ時が来るまで(結婚後)大切に教育が必要ではないか。 ・ 条例制定について。 条例が時代や環境(著しい情報網の発達など)に合わなくなったら修正すればよいと思う。 ただし性被害から子供を最優先で守ると言った理念は変えてはならない。 ・ 野見山先生の感想 野見山先生が相談を受けている被害者は筆舌に耐え難い苦痛を受けています。 話せる方はごく一部だそうです。 被害者をこれ以上出さないよう抑止力を高める為早く条例を制定してください。 また子供やその家族等が心と体をケア出来る環境整備を進めてください。 ・ 私には今15歳の愛娘がいます。(離婚で別居し3年会えていませんが…)父親としては娘に将来幸せな家庭を築いて欲しいし孫の顔を早くみたいです。 だからといって相手が誰でもよいわけではなく、しかし然るべき時にお互いに思いやることのできる伴侶に出会えるまで自分を大切にしたい。 よって条例を制定して安全を担保しつつ、親や子供の道徳教育を進めて欲しい。 ・ 4/9のタウンミーティングの時“処罰規定は恋愛に対する公権力の不当介入になりうる”と言っていた男性がいましたが何か困ることがあるのでしょうか?申し訳ないですが勘繰りたくなります。 常識で考えたら警察が通常の恋愛に介入することはあり得ないはずですが。 また、男性40 50代と女性10代の交際は違法なのか?と質問していましたが、この場合は女性が適齢期になったときに、交際すれば問題ないと思います。(男性が高齢で未亡人の期間が長くなるか、若い男性と再婚するかもしれませんがそのリスクを覚悟の上で。) 真摯な恋愛と覚悟が無い場合は単なる火遊びではないか? |
| 122 | <p>処罰規定は構成要件が明確化されており、捜査機関の恣意的運用のおそれもないと思います。 また、処罰規定があることにより行為者側に内的抑止力が働くことから、抑止力はあるはずですが。 処罰規定のある条例を制定し、子どもを守ってください。</p> |
| 123 | <p>被害にあった子どもが、自分が悪かったのではないかと自分を責めて悩み苦しむことがなくなるよう、処罰規定を設けて自分は被害者で、悪かったのは、社会的に非難を受けるべき行為をした大人だと気付かせてあげてください。 条例の早期制定を望みます。</p> |
| 124 | <p>処罰規定があることにより、被害者が自分を責めることがなくなることを期待できると思います。 子どもを守るためにも処罰規定のある条例を早期に定めてください。</p> |
| 125 | <p>淫行条例は必要だ。</p> |
| 126 | <p>今回の条例は被疑者有利の法であると思う。 もっと縛りを無くさないでだめだ</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| 127 | 淫行条例は必要と考える。 何で長野県だけ無いんだ？いくら教育してもだめ |
| 128 | 淫行条例は必要と考える。 |
| 129 | 被害に遭う女の子は、教育とかしても無くならない。 法律が必要 |
| 130 | 条例必要です。 |
| 131 | 一刻も早い条例の制定をお願いします。 過去の条例制定に向けた状況から推察すると、この度の阿部知事の決断力と行動力に平伏いたしました。 将来の日本を担う子供を道具にする大人の心と行動にブレーキをかけるため、一日でも早い条例の制定をお願いします。 |
| 132 | 私は県内の中学校に勤める養護助教諭です。 私自身が長野の性教協で性教育について学び、目から鱗の事実を知り、性教育の魅力に気づきました。 「知識は力なり」とも言いますが、性はとても深く、生きていく上で誰もが直面する課題でもあると思います。 とても身近にあるのに、しっかり理解されていない社会だから、いやらしい、オープンにできない、されない現実があるんだと思います。 実際、学校で性教育を進めるにも、大変労力を使います。 構えていて、やりづらい現場があります。 しかし、進めてみると「大事」と分かってくれる職員、保護者は多数います。 また、学習した子どもとの距離が近くなり、保健室来室者が増えたり、性の情報も耳に入る事が多くなり、個別指導につながりました。 罰則をつくるのが必ずしも良い結果を招くとは思えません。 大事なのは、正しい知識、感覚を子ども自身が持つこと。それを育てることに価値があると思います！ |
| 133 | 罰則をもっと厳しくしてください。 |
| 134 | 一部メディア（原文は実名）だけ読んでると、何が正しいか分からなくなりそうですが、やはり条例は必要ではと思います。 県の方は、もう少しアピールしても良いのでは |
| 135 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本当は青少年保護育成条例を求めているが、まずは第一歩としてこの条例を作ってもらいたい。 ・ 最高裁判例と同等に淫行処罰でよいと思うが、まずはこの内容で作り、不備を改正できるようにしてもらいたい。 ・ 罰則付きの条例で抑止効果も期待できるし、深夜外出の規定は県民運動の後ろ盾にもなる。 県民運動と条例の両輪で進めていきたい。 早急に制定を求める。 ・ 一部メディア（原文は実名）の恣意的報道にうんざりしている。 自分たちが都合のよい部分だけ記事にしているように、警察も信用ならないとの考えなのか。 他社の記事も読むが、賛成している新聞社でも反対、賛成を平等に報道している。 反対記事ばかり強調し、世論を誘導するのは止めてもらいたい。 ・ 条例に反対する議員の発言にも耳を疑う。 子どもの事など考えていない。 |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>県民の代表と言うが、私の周りで反対しているものは一人もいない。 時代が変化していることに気づかない時代錯誤の議員など要らない。 反対議員の名前を公表してもらいたいくらいだ。</p> |
| 136 | <p>反対のための反対をしている議員や、世論を誘導している一部メディア（原文は実名）の妨害にも負けず、早く条例を作ってください。 出来れば罰則は、最高裁判例と同じ程度にしてください。 全ての子供を守るためには今のままでは不十分です。</p> |
| 137 | <p>早急に罰則付きの条例を制定して下さい。 罰則があれば抑止効果があります。 抑止が効かない者がいるのも事実ですが、そういう者は再犯者であるなど、必ず多くの被害者を生みます。 例え一定期間であろうと捕まえて社会から隔離することも必要です。 一部メディア（原文は実名）の反対記事を見るたび世論操作が気になりますが、大多数の県民は賛成していますので自信を持って制定して下さい。</p> |
| 138 | <p>青少年健全育成条例とちがう観点から、この条例を制定することを明確にするため（加えて子ども支援条例との関連性を明らかにするため）別紙の前文を入れたらどうか。 子どもの主体性を認めその成長発達を大人が支援し見守る子ども観が重要です。 子どもの性被害に関する行為の規制、威迫等による性行為等の禁止の項目は賛成です。 特に「困惑」という要件は捜査機関の捜査が入りやすく、真摯な恋愛に捜査権力が介入する危険があって適用には慎重であるべきですが、多くの事例はインターネットを媒介とした一時的、仮想的な交際によるわいせつ行為であって、大人と子どもの力の差（恋愛、交渉、わいせつに対する知識等の差）が歴然としており、子どもの困惑から子どもを守るため、大人を処罰する必要があると思います。 深夜外出の禁止は、県民に子どもへの監視を呼びかけることになりかねないので、規制には反対です。 県民運動の根拠にはなるとは思いますが、なくても運動は可能です。 委員会でもしっかり議論されていなかったように思います。 深夜外出制限の罰則について、この条項自体には問題はないが、罰則をつけなくても、現に警察は補導等で子どもを保護しており、大人に対しては誘拐等の他の刑罰法規で規制は可能で、罰則をつける必要性はありません。 条例化の必要性について ワンストップセンター、性教育等は施策を実施すれば良く、条例化は不要との考えもありますが、諸施策の策定実施には上記子ども観に立つことが必要であることを明記し、施策の継続性、予算化等のため条例が必要です。 ・前文 子どもは、社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。 子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。 ところで、子どもの性被害は、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、人格の尊厳を踏みにじるものであるが、子どもの性は発達途上にあり、子どもは、性を侵害されたときの被害の大きさを想像することができず、自己を防御する能力にも欠けているから、子どもの性については大人以上に手厚い保護が必要である。 また、子どもが自らの性について正しい知識をもち、その意味を知り、自他の性を尊重することを学び、侵害から自己を守り、性を自己決定ができるようになるためには、適切な性教育が必要である。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>さらに、大人が、子どもを威迫し、欺罔し、困惑させて性行為に及ぶことなどは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものである。このことを、県民全体の共通認識とすることが必要である。</p> <p>県民総ぐるみで子どもを性被害から守る取組を強化するとともに、子どもが性を自己決定できるようその成長発達を支えるとともに、性被害に遭った子どもを心身両面で支えなければならない。</p> <p>ここに、社会全体で子どもを性被害から守るため、子どもが性被害に遭わない、その加害者を出さない社会を実現するため、この条例を制定する。</p> |
| 139 | <p>4月9日に行われたタウンミーティングに、他県の大学生と一緒に参加しました。</p> <p>条例の骨子案ができると、必ず、性は男女間の心の領域に踏み込むので、えん罪を生む可能性の部分で意見が出るだろうと思っていました。それだけ条例を作るということは難しいということです。</p> <p>しかし若者が大勢発言して頼もしく思いました。</p> <p>一緒に参加した大学生や若い教員が「私たちの世代はろくに性教育を受けていない。そのまま20代になっていて、どこかの講師による講演を聞いただけです」と言いました。大学でも性の講演を聞く機会がごく少ない状況です。そのような若者が教員になっていく時代が、ここ13年間続いているのです。「だから学校で性教育をするのは難しい」ではなく学校で性教育がきちんとできると</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多くの子どもが、困ったとき学校に相談ができる。 2 適切な方法で、信頼できる情報源がある、正規のカリキュラムに基づき継続的に学習の機会を保障できる。 3 学校は子どもだけでなく、保護者、家族、地域サービスと連携することで、実際的で意味ある学習やサービスを保障できると埼玉大学の田代美江子教授の講演会（性教協長野サークル4月例会）で聴きました。 <p>ここに持っていけるように早く整備することが大切です。</p> <p>過日県民運動理事会の折、このチラシを配布したところ、助産師会代表の田中さんが、出席してくださいました。</p> <p>EU26カ国のうち少なくとも20カ国は性教育を義務化しています。</p> <p>ここに目指していかなくてはいけないと思います。</p> <p>中国や韓国の教科書を見ましたが、1冊の教科書としてできています。</p> <p>きちんと性の学習を教科書で学んでいます。日本の保健体育の教科書と是非比較していただきたい。</p> <p>日本の教科書は、性の学習の部分がほんの少しだけです。</p> |
| 140 | <p>中学一年の女の子を持つものです。</p> <p>子どもを持つ親なら子どもの安全を願うのは当たり前のことです。</p> <p>県民運動も必要ですが、子どもを守るための手段方法は一つでも多い方がよいと思います。</p> <p>反対する人は、条例に抑止効果がないと言うようですが、私は条例ができれば最低でも、このくらいなら許されると思っている人を止めることはできると思います。</p> <p>抑止力が働かない人はロリコンであり、そういう人こそ捕まえて厳罰にすべきです。</p> <p>処罰についても限定的とのことですが、他の県で問題になっていないのだから、最高裁判例と同じく「淫行処罰」でいいと思います。</p> <p>真摯な恋愛についても、そもそも子供と性交すること自体、大人のすることではありません。</p> <p>大人になるまで待つのが真の大人の役割ではないでしょうか。</p> <p>反対される方は子供と性交した大人の権利ばかり主張して子どものことを全く考えていません。</p> <p>特に反対派の議員と一部メディア（原文は実名）には怒りすら覚えます。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>タウンミーティングにも参加しましたが、あの雰囲気では主張が強い反対派の意見ばかり恣意的に取り上げ、賛否両論とはよく書けると思います。私の周りでは賛成派しか見たことがありません。</p> <p>どうか早期に制定し子どもたちを守ってください。</p> |
| 141 | <p>長野県子どもを性被害から守るための条例（仮称）制定に賛成致します。</p> <p>本来愛と性是一对のものであってその関係は、心と体の関係に立っていると思います。</p> <p>愛は本来相手のことを思いやり、その人の幸せの為に生きたいと願うアガペの愛であってこそ、その二人の関係は成立いたします。</p> <p>お互いに自分の欲望を中心としていては、必ずいつかはなくなってしまうからです。</p> <p>そのような相手の幸せを願う心のない性は自分にとっての欲望を満たすだけの、一時的な衝動であってあらゆる行為も認めることは出来ません。</p> <p>特に若い時に経験したそのような心のない性被害は、子供たちにとって一生忘れることの出来ない心の傷になります。</p> <p>それがその子供の人生を大きく狂わせる要因になることは間違いありません。</p> <p>以上の観点から、子供を性被害から守るための条例制定を心からお願い致します。</p> |
| 142 | <p>長野県子どもを性被害から守るための条例（仮称）制定に賛成いたします。</p> <p>この問題は女性の立場からすると、問題は更に大変なことになります。</p> <p>男性はその特性から、体の傷となって残るものはないかもしれませんが、女性の場合は妊娠など取り返しのつかないことになり、その傷は一生残ってしまうことになるからです。</p> <p>もしその性被害になる子供が、自分の子供だとしたら誰もそんなことは望みません。</p> <p>是非子供を性被害から守るための条例の制定をお願い致します。</p> |
| 143 | <p>子供を性被害から守るために必要なことは、まず登下校の時間に大人が監視することが必要である。</p> <p>そして一人で帰る子供がいないように、誰かしらと一緒に帰るようにする。</p> <p>被害に遭わないためにも人目があるところで遊び、暗くなったら家に真っ直ぐ帰らすことも大切だ。</p> <p>子供を一人だけにしない、絶対誰かが見ているようにする。</p> <p>また不審者の情報を集め、その近くでは子供は遊ばせない。</p> <p>そのようなことをしていけば子供性被害から守れると思います。</p> |
| 144 | <p>大人より、子ども達の方がSNSサイバ系については上である。</p> <p>私の子供も先生が頼られる位、コンピューター関係を聞いている状況です</p> |
| 145 | <p>「条例」を望む</p> |
| 146 | <p>他県から長野県に来ての犯罪への抑止には少しでもなると思います。</p> <p>いままで立件できなかった犯罪への対応を全体の抑止、性犯罪が減少するのに必要な条例だと思います。</p> <p>ネット、SNSが発達している今、(勉強会等)さらに対応が必要なのかと思います。</p> |
| 147 | <p>次の2点において条例化に賛成する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例(ルール)の明確になりこれに対する対策、(人員、組織、啓もう、教育)の徹底化と進歩の度合が明確になる。 2 犯行の中身と刑罰が決められ、これからの犯罪者(可能者)への抑止効果と地域における監視も強化できる。 <p>条例に反対する意見もあるが、反対して条例にひっかからない犯罪発生責任を取ってくれるのか。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| 148 | 罰則の深夜外出の制限について、「連れ出し、同伴、とどめる」の項目に対する罰則はあるが、「保護者」「深夜に営業を行う者」等の項目に対する罰則がないので、これに対する罰則も必要だと思う。 |
| 149 | 骨子案に賛成 早目の体制の成立を望みます。 補導活動も広く啓発活動ができる |
| 150 | 罰則の2年以下の懲役または100万円以下の罰金を科すの項は軽すぎる(再犯防止のため) 性被害を受けた子どもの支援について、この所は非常に大切な部分でありきめ細かな対応フォローが必要です。 |
| 151 | 必要と考えるが、施行後は慎重に取り扱いを行う必要があると思う。 |
| 152 | 「長野県でやれば許される」という状態は一刻も早く解決すべきである。 本条例の成立に期待する。 |
| 153 | 子どもを性被害に関する行為の規制の基本的な考えについて 大人が真摯な恋愛を除きとあるが、そもそも子供に対する性行為は禁止すべきである。 性行為はなくとも恋愛はできるし、昨今の性の低年齢化、性の開放状況は問題であり、インターネット等を使えば簡単に性を販売できる状況にある。 例え罰則はなくとも売防の様に禁止する条例を作る事で、新しいモデルとなっていくと思います。 潜在化してしまっている性被害の掘り起こしにもなるのではと期待しています。 |
| 154 | 未成年は性に関する知識が乏しく知らぬ間に性被害に遭っており、潜在被害者は多数いると認める。 長野県のみ、この条例がないというのは全国でも有名であり、わざわざ長野県内に来て、未成年者をSNS等で探し、性行為に及ぶという事例がある。 |
| 155 | 条例の制定は絶対に必要 同様の条例が全国の長野県を除く全ての県で制定されているということは、必要であるからであろうと思う。 条例不要との意見は時代の流れに逆行している。 冤罪のおそれが指摘されているが、それは全ての犯罪にも言えることであり、恋愛関係を阻害するというのは、罰則対象となっている行為の条件を見ていないのかと言いたい。 あまりにもお粗末な意見だと思う。 ただ反対することで自分たちの存在感を示そうとする方々の意見を鵜呑みにすることなく、全国水準で考えていく必要がある。 |
| 156 | 子どもたちは、日本、そして長野県の宝です。 家庭、地域、学校が子どもたちを守らなければなりません。 子どもたちを守る力が弱くなっているなか、決まりを設けて守る必要があります。 子どもたちのために、条例の制定を切に願っております。 |
| 157 | 禁止行為を「淫らな性行為」とすべき。 骨子(案)では救えない子どもが出てしまう。 ただ、まずは早期に制定すべきである。 |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| 158 | <p>現在様々な意見がある中で「恋愛をした時点で捜査対象となるのか」「えん罪のおそれがある」という質問や意見は極めて反対をしたいが為の質問や意見と思う。</p> <p>世間一般の常識からかけ離れた意見ではないでしょうか。</p> <p>実際、スマホが普及しネットを利用している社会の中で、性被害を受けている子どもが大勢いる。</p> <p>教育や啓発を今まで続けており被害を受ける子供がなくなるのは条例がないからという理由もある。</p> <p>条例によつての抑止効果も期待できることから、是非、条例を効力あるものにして子供を性被害から守る必要がある。</p> |
| 159 | <p>子どもを性被害から守るために必要だと思われる。</p> |
| 160 | <p>子どもを性被害に関する行為の規制の基本的な考えには賛成します。</p> <p>大人の責任のない大人が多すぎる。</p> <p>子どもを性被害に関する行為の規制の威迫等による性行為等の禁止について、最高裁の判例で確定しているとおりにすべき。</p> <p>これでは、悪い大人を取り締まる、責任をとらせることができるのか疑問である。</p> <p>子どもを性被害から守る条例が制定されることは念願である。</p> |
| 161 | <p>制定に賛成です。</p> <p>なぜ長野県は今まで、性被害にあっている子どもたちを見殺しにしてきたのか、こうした子どもたちを食物にしていた悪い奴を野放しにしてきたのか。</p> <p>一日でも早い制定をお願いします。</p> |
| 162 | <p>基本的施策の性被害の予防に関する施策、インターネット適正利用の推進について</p> <p>条例制定に際し、一般市民が興味を持ち意見を持つためには、条例の内容が難しいとか、関係のないことと思わないことが重要であると考えます。</p> <p>条例案を知らない者も多いと思うので、市民に対するインターネットの適正利用のための講話は有効と思われるので、分かり易く噛み砕いた講話をより多く実施して頂きたい。</p> |
| 163 | <p>罰則について</p> <p>罰則条項を削除することなく制定施行してもらいたい。</p> <p>全国でも長野県だけが制定していないことから子どもを守るためにも必要であると思う。</p> |
| 164 | <p>基本的施策の性被害の予防に関する施策の相談体制及び居場所の整備について</p> <p>被害児童の居場所整備を促進するとあるが、被害児童の保護は急務であり、責任の所在を明らかにし、保護及び被害者支援について連携した対応を行うことを明記する。</p> |
| 165 | <p>一部メディア（原文は実名）の世論形成に負けず早く制定してください。</p> <p>もう3年も議論しています。</p> <p>被害者は一生泣いていくことになります。</p> <p>実態を知らなさすぎます。</p> |
| 166 | <p>意見</p> <p>早急に制定すべき</p> <p>制定に際しては、他県同様の規制とすべき</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>理由</p> <p>他県の条例の構成要件が不明確、冤罪の危険性のような指摘がなされており、それが一人歩きして県民に変な印象を植えつけようとしている。しかし、全国では昭和60年の最高裁判例以降、運用は定着し、構成要件が不明確なる議論はない。また、冤罪とは何を言うかそれこそ不明確であるが、捜査機関の恣意的運用の例はない。</p> |
| 167 | <p>自分の娘が被害にあったらどうする。 長野県だけ罰することができないなんておかしい。 長野県は遅れている。 早くつくるべき</p> |
| 168 | <p>処罰規定</p> <p>行為者の人権侵害を理由に反対している人がいますが、犯罪の被害に遭う以上の人権侵害なんてあるのでしょうか？被害に遭う人（子ども）を出さないため、抑止・防止の手段は1つでも多い方が良い。 罰則付条例賛成。 もっと厳しくしても良いくらい</p> |
| 169 | <p>全国的に子どもを守る条例が施行される中で、長野県に条例がないというのはおかしいと思う。 ネット社会となった今こそ新しい条例が必要なのではないのでしょうか。</p> |
| 170 | <p>早く条例を作ってください。 条例で子どもを守ってください。 条例に罰則は必要です。 長野県に悪い大人を入れないでください。</p> |
| 171 | <p>インターネットの世界では「淫行条例のない唯一のオアシス」と揶揄されている。 県内に住む子供たちを守るべく、条例は是非とも必要だと思います。 心ない大人を厳しく取り締まるため、長野県の明るい未来を築く子供たちを守ってください。</p> |
| 172 | <p>条例骨子案に対する意見を募集があり、こうして手紙を出すことにしました。 半月がたちメ切も間近になりました。 毎日どうかこうかと思う度、被害にあった数年前を思い出すばかりで毎日心を痛めていました。 淫行条例が長野県にできるかもしれないと聞いた時、少し安心したことを覚えています。 うちの子供が被害にあったが、どこに相談しても無駄でした。 弁護士にも相談しましたが、恋愛であるかもしれないのでとのこと。 条例が長野県唯一無い！ということがショックでした。 被害者が一般の人から見ればいわゆる不良少年少女だから、ゲームセンターに行ったり、夜遊びしているような子供を県民運動で注意したり、見守っていけばいいと思っています。最近のアンケート結果をみてそう思いました。 しかし、今スマートフォンなどで世界中と繋がりを持つ今、被害者は不良少年少女ばかりではありません。 某有名タレントの女性もラジオ番組で「県民運動をして、それでも一件でも被害があれば、ダメなんじゃない？」と言っていました。 また「長野県は淫行条例がないから大丈夫だって。」ということも全国でも言われています。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>中学生は義務教育なので難しいこともありますが、高校生なら簡単に連れ出すことができます。これが宗教関係ともなると手におえるものではありません。</p> <p>他県で制定されている条例が特別問題もないのですから、必ず制定していただきたいです。えん罪は、他の犯罪でもあることだと思います。</p> <p>性教育はこれからの子供に出来ますが、非常識な大人には、教育することは出来ません。抑止力として、処罰規定も盛り込んでください。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>急いで書きましたので、乱文乱筆にて失礼いたしました。</p> <p>被害にあってから県警の少年サポートセンターに電話をしています。親切な心のこもった対応をありがとうございました。解決にならなくても少し気持ちも軽くなり、いつか条例が制定されるという希望がもてた対応でした。</p> |
| 173 | <p>近年児童に対する悪質で凶悪、そして児童の日がいが益々増えております。</p> <p>孫のいる自分として不安でなりません。</p> <p>条例を早く制定してください。児童にとって安心安全な長野県を！！</p> <p>(なぜ条例がないのか不思議です！)</p> |
| 174 | <p>淫行処罰条例制定について</p> <p>「全国で唯一条例のない長野県である・・・」と“一部メディア”（原文は実名）は常にそれを盾として思いを押し通そうと記事が書かれています。</p> <p>条例がないのが1県であろうと、幾つであろうと青少年を守るのに適した内容の良し悪しに関係なく、長野県は結果として条例を作らないと言う実施の仕方の違いになっているのであろうと思います。</p> <p>“条例を作らない方が良かった”と云う他県の条例廃棄の声や“長野県の運動の仕方を見倣いたい”と云う問い合わせはどの位来ているのでしょうか。</p> <p>条例制定がされている他の総ての県に問い合わせでどのような不都合があり、どのように行われているのか、どのようにした方がもっと良くなるかもしれない・・・と云う事例や意見を統計として集め、分析検証した表を“一部メディア”（原文は実名）に期待しているのですが、そのような記事はありません。</p> <p>タウンミーティングの意見を聞いていますと、情緒的に一方向に流れて俯瞰的視点の欠けるものが多く、「これは良い方策だ・・・」と納得できるものにはなっておりません。</p> <p>過日にあった一部メディア（原文は実名）の支店長の言の如く「新聞によって市民を洗脳させる・・・」となってしまうのはしかたないことなのでしょうか。</p> <p>数年前の大学教授（原文は実名）の「一部メディア（原文は実名）の記事は客観性に欠ける・・・」との批評があったのを思い出します。</p> <p>総ての他県には検証すべき事例が多数あるのですから、これを分析し、行政の進め方のお手本として示していただけたら・・・と思います。</p> <p>意見の収集はより多く俯瞰的視点を保つことが可能な他県の方々の意見が過半数となるようにすることも大切かと思えます。</p> <p>先日新聞に県世論調査協会の“県民世論調査”について知事が「設問が県がした規制の具体的内容に触れていない点に問題があると主張した」とありますが・・・これも重大な問題です。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>恣意的に戦略的に世論調査が行われているのであれば、根本的に別の新しい世論調査システムを作らなければなりません。</p> <p>少なくとも“一部メディア”（原文は実名）にも世論調査協会にも「セーフティーバス」のような監査機関、消費者や客観的立場にある見識者等による評価システムが必要です。</p> <p>心広く民主主義の在り方の姿勢を示し続ける知事に感謝しつつこの期間をチャンスとして新しい時代の行政システムの在り方モデルを作っていただけなら・・・と切に希望するところです。</p> |
| 175 | <p>長野県の知事様、職員の皆様におかれましては、毎日ご多忙のなかかと思えます。ご苦労さまです。</p> <p>さて、育成条例についてのパブリックコメントを募集しているということで、ご意見と要望をさせていただきたく申し上げます。</p> <p>まず、現実として多くの場合、すでに国で定められている児童ポルノ買春防止法でカバーできるということ。</p> <p>また16歳で婚姻が認められている以上、性行為をしたかしないかということをもともと自治体が規制すべきことなのかという素朴な疑問を感じます。</p> <p>日本思春期学会の全国調査では初交年齢が15～6歳という回答が5割近くというデータもあり、ではその多くのものが苦しんでいるとか非行に走っているものでしょうか？違うと思えます。</p> <p>前には女性は婚姻できる年齢にもかかわらず純粋に恋愛をしていた年齢差があるパートナーで男性が育成条例で逮捕されたという事例もあります。たしか埼玉だったかと記憶しています。</p> <p>長野県はむしろ、性被害から守ると同時に、悪いことだと十分自覚して青少年が援助交際などをする加害者にならないようしっかりした教育を進めていくべきで、育成条例そのものには反対しませんが、県独自の取り組みを充実させてその上で定めるべきと考えます。</p> <p>具体的には18歳ではなく、16歳からを基本線とし、18歳未満までは、脅迫や望まない行為を強いられるなどで女性が苦しめられた場合に取締まることとし、育成条例としてこの場合は親告罪とする。合意があっても強姦罪とされる13歳未満は法律によって決められているため、13歳以上から15歳以下までは規制をより進める育成条例として定めることが望ましいと思えます。</p> <p>また、相手が大人だからだめで青少年同士は問題ないという、根拠が曖昧なのも問題です。</p> <p>一番保護すべきなのは16歳未満です。</p> <p>またその場合でもいきなり懲役ではなく、罰金などで加害者に対しては警告などをこめて対処し、二度目以降も同じ行為を繰り返した場合はさらに刑罰を科すという方法が合理的ではないのでしょうか？</p> <p>また、これは自治体の考えではもちろんあるのですが、県で育成条例を制定した場合、東御市などで制定されている独自の条例は県へ合わせるべきかと思えます。</p> |
| 176 | <p>子どもを性被害から守るための条例制定に賛成です。</p> <p>一部メディア（原文は実名）ほか一部の左翼勢力が頑なにこの条例の制定反対を訴えています、全く見当外れです。</p> <p>反対意見には「罰則を設けるのではなく、まず性教育や啓蒙に力をいれるべき」というのがありますが、どれほどの実効性があるのでしょうか。</p> <p>実際の青少年を取り巻く性被害の実態に目を背けていると言わざるを得ません。</p> <p>また、「真摯な恋愛感情を阻害する」という意見がありますが、常識的に、例えば30代の男性が18歳未満の少女と関係を結ぶことやコミュニティサイトで知り合ったばかりの少女に関係を迫ることが真摯な恋愛として許容されると考えているのでしょうか。</p> <p>更に「刑法や他の法律での取締まりが可能」という意見もありますが、県警が公表したように現行法では処罰できない事例が実際にあることをどう考えるのでしょうか。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>県の委員会で被害女性が勇気を振り絞って証言したことを一部メディア（原文は実名）は全く無視したことなどは、まず、反対ありきで報道しているようにしか思えません。</p> <p>一人でも被害にあった女性がいるのなら、その被害感情に報いる方法を考えるのが世の中の在り方だと思います。</p> <p>「冤罪の温床になる」という意見については、何もこの条例に限ったことではなく詭弁としか思えません。</p> <p>私の知る限り、他の都道府県で無罪になった事例は確かにあるものの、それはあくまで犯意に関してであって、猥褻な行為をしたという事実関係で争われたものではなかったと思います。</p> <p>この条例に反対する勢力は、組織をあげて一大反対キャンペーンを繰り広げていますが、良識ある大多数、所謂サイレントマジョリティは賛成しているのです。</p> <p>47 都道府県の中で唯一長野県だけがこの種の条例を制定していないということですが、そろそろ普通の県になり、そして性被害の現状にしっかりと向き合うべきです。</p> |
| 177 | <p>長野県知事そして担当部課をはじめとする皆さまのこの件に対するご検討の内容に対して心から敬意を表します。</p> <p>今まで、他県などでは制定済みの関連条例を長野県が制定せずに各方面と県民の協力によって対応してきたことに対しては一定の評価をする者です。</p> <p>今、現状を見ます時に全国的に被害が報告されていますし、なんと、長野県においても条例があれば当然に処罰の対象になる事例が多数発生していると聞きます時に驚きを禁じえません。</p> <p>他県などが条例制定をはじめ取れる対応を全てやってなおできずにいる現在です。</p> <p>この状況の中で、今なお、条例の制定自体をやめようとされるなら、その責任を一体誰が取るのでしょうか？最善を尽くすとはこのような事案が起こることのない状態を追及することです。</p> <p>冤罪を問題にしているのはどんな法も制定できません。</p> <p>私は未婚の娘の父親です。</p> <p>その立場からしても一刻の猶予もありません。</p> <p>各方面からの検討がなされ、知事の言われるように、特化しての条例案が示されています。</p> <p>ぜひ、一刻も早く制定してください。</p> <p>そして、その後評価を行い、すべきならば改定したらよいと考えます。</p> <p>スピードが重要です。</p> <p>また、条例制定とともに今まで県民運動としての活動をもっと幅広く多くの方々が参加できる形をつくることを提案いたします。</p> <p>そのようなチャンスがあれば私も参加したいと考えます。</p> <p>知恵を結集して、多くの方々の協力の中で、希望の明日に向かう次世代の人たちに幸せへの環境をプレゼントしたいと祈念します。早急の制定を願っています。</p> |
| 178 | <p>この条例骨子案には、深夜外出制限の処罰規定が示されており、誘拐罪に該当しない犯罪に適用できるので、最近の事件事例から考えても賛成します。</p> |
| 179 | <p>まず、報道を見る限り処罰規定のある条例制定ありきで進められてきていると感じざるをえない。</p> <p>人権に関わることであり、慎重に進めなければならず、長野県の姿勢に対し、遺憾の意を強く表わす。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|---|
| | <p>1 ①子どもの尊厳を守り、②性犯罪を許すことは絶対に認められず、③性犯罪防止（性被害防止）に向けて県下一丸となって必要な対策を行うこと自体に異論はない。</p> <p>2 子どもに対する性教育や情報リテラシー教育を行うことは推進させなければならない。性教育は現行のものでは不十分であり、専門家を交えた調査研究のもとに実施する必要がある。</p> <p>3 犯罪、特に性犯罪は極めてデリケートな問題であり、被害者のケアを最大限行わなければならないと考える。</p> <p>4 威迫等による性行為等の禁止として、罰則を設けることは様々な問題（特に人権法上の問題）があり、簡単に賛同できるものではない。従来から問題になっている、真摯な恋愛感情による行為なのか否かの判断を公権力（捜査機関）が判断することは、はたして適切と言えるだろう。真摯な恋愛感情というものがどういうものなのか、極めて不確定な概念であり、罪刑法定主義の視点からみて、問題がある。そもそも真摯な恋愛を公権力が判断することはできないものとする。性は生であり、当事者の自己決定権を阻害することはあってはならず、そこに条例が踏み込むおそれを完璧に排除することができるのか重大な疑問を感じる。過去の新聞報道を見れば、多少冤罪は仕方ないというような発言をした者がいるが、冤罪は絶対に発生させてはならない。この認識が欠けていること自体問題である。なお、公権力は「条例がないから対応できなかった」ということを立法事実として挙げることが多いが、現行法で十分対応が出来ない案件であったのか等の検証を行うべきである。また不十分であれば、それは日本全体の問題であり、法律の改正等を行わせるべきである。</p> <p>5 深夜外出の制限であるが、子どもの自己決定権の侵害であり、慎重を期さなければならない。</p> <p>6 相談体制、啓発活動などの規制項目以外の取り組みは、極めて重要である。これらをまず充分に行うことが先である。</p> <p>7 規制項目に対しては慎重な検討を今後も行うべきであり、急いで条例制定を行うべきではない。規制項目以外の子どもを性犯罪から守る取り組み事態は積極的に行うべきである。繰り返しとなるが、規制項目については、慎重な検討を必要とし、たとえ県民が必要としても、安易に条例化すべきではない。今後も県民や専門家を交え、十分に議論していく必要があるものとする。</p> |
| 180 | <p>条例の制定が遅れば遅れるほど被害者は増えると思いますので、早期制定をお願いします。 罰則付きの条例を一刻も早くお願いします</p> |
| 181 | <p>罰則について処罰すべき行為についてもっと厳しい処罰として欲しい</p> |
| 182 | <p>条例はすぐつくらなければいけないと思います。 大人として何をすべきか考えると今は県の考えが良い方策であると思います。</p> |
| 183 | <p>条例を早く制定してください。これ以上被害者を出さないためにも必要だと思います。</p> |
| 184 | <p>一部反対する意見があるが、なぜ反対するのかわからない。</p> |
| 185 | <p>少年たちの問題もあるが、それを良いことに性犯罪を行う大人が一番の問題で早期の条例制定を望む。</p> |
| 186 | <p>骨子案に賛成です 早く制定して欲しいです 今、ネットで出会った人から性被害に遭う子どもたちが増えています 会いに行った方が悪いという自己責任の問題ではありません</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| | <p>言葉巧みに子どもを誘う大人が悪いのです きちんと罰するべきです よろしくをお願いします</p> |
| 187 | <p>子どもの性被害に関する行為の規制、深夜外出の制限他 強制せず、かといって弱すぎない表現となるように「努めなければならないものとする」との文言を多く使われたのだと思いますが、冗長に思います。強制力の強い順に、しなければならない、～とする、努める、努めるものとする、のようにすればよいのではないのでしょうか。 基本的な考え方について 以下のように改めるのはどうでしょうか。 「大人には子供の成長発達を見守り支える責任があり、真摯な恋愛に基づくのでなければ、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは許されない。」 威迫等による性行為等の禁止、深夜外出の制限、罰則について 法令ではよく「6(2)の規定に違反した者は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科する」というような規定の仕方をしてしていますが、条例案のように、罰則規定でも改めて具体的な行為を示すほうが読んでいてわかりやすいのでよいと思います。 威迫等による性行為の禁止についてはそのまま 「見せる」、「教える」についてももう少し幅を狭めたうえで、処罰規定を設けた方がよいと思います。 また、深夜外出の制限の事業者も「～促さなければならない」というような厳しい表現にするのがよいと思います。 ただ、ここについては処罰範囲、表現などで様々な意見があるようなのでこのままでもよいと思います。 例の名前については、「長野県子ども性被害防止条例」のように短く分かりやすい平凡な名前がいいと思います。</p> |
| 188 | <p>基本的施策の人権教育・性教育の充実について 「性教育の充実」では曖昧です。 避妊教育ではなく、この条例の趣旨に沿って、純潔教育、つまり子どもの性交渉を抑制する教育であることを明記して欲しい。 子どもの性被害に関する行為の規制、基本的な考え方に「真摯な恋愛を除き」とありますが、お互いの合意であっても未成年者は、親の合意がない限り、恋愛も抑制すべきと考えます。 子どもが大人から口説かれ性被害を受けても「恋愛である」と主張され逃げ道を作ってしまうことになります。 深夜外出の制限の深夜営業施設への立ち入り制限を明確にして欲しい。 例えばカラオケボックス、インターネットカフェなど密室性のある施設に対しては保護者同伴であっても青少年の深夜の利用禁止にすべきです。 違反した場合は30万円以下の罰金を科すること 保護者の同意のない連れ出し同伴等は賛成です。 まとめ、長野県で一番初めに条例が議題に上がった1966年の当時西沢知事が「条例には頼らずに住民一丸となって青少年を守る」と議会で答弁してから47年もそのままになっています。 今はその時代とは全く違う時代を迎えています。 インターネット・スマートフォン等の発展・普及により“住民一丸”と言っても守る手段が漠然としていて、具体性に欠けています。 条例の制定こそ、子どもを守る最高の手段と考えます。 よろしくをお願いします。</p> |

| No. | 内容 |
|-----|--|
| 189 | 昔は常識だと思っていたことが、今は常識ではないことのように感じる風潮が多くある中で、子供を性被害から守るこの条例は長野県に必要だと思います。 |
| 190 | <p>基本的に条例を制定することについては賛成します。</p> <p>子供を性被害から守ることは、現在の状況においては非常に難しいと思います。</p> <p>条例を制定するに当たり、確かに教育を強化していくことに関しては必要であると考えますが、国民が法律等を利用し強く権利を主張する現状において、淫行を含めそれを助長するような行為に関して処罰をしっかりと明記しないことは、条例がその行為を認めたと判断されかねず、かえってその行為を助長しかねないと考えます。</p> <p>しっかりと禁止事項を明記し、処罰規定を設けることは条例を実効的なものにするために必要なことであると考えます。</p> <p>本当に子供たちを性被害から守りたいと考えるのであればこのようなことも考えて、条例をしっかりと制定していただきたいと思います。</p> |
| 191 | <p>条例の制定については、賛成します。</p> <p>現状として、子供を性被害から守るためには、従来の教育のみでは不十分であるのは明らかです。</p> <p>個人の権利、自由が尊重される現状において、法律等に明確に禁止されていない単なる不道德な行為について、行わないように求めることだけでは抑止することは不可能であると思います。</p> <p>しかしながら、現在の条例案についても、処罰規定が少なく、また、非常に限定され過ぎていると感じます。</p> <p>処罰規定を最小限に限定することは、逆に条例により処罰されないことを良しとして、行為を助長する可能性があると思われます。</p> <p>条例を制定するのであれば、他県のように、現状を反映し、性被害を助長するような周辺行為について広範囲に処罰規定を設けるべきだと考えます。</p> |

(注) 趣旨が変更しないよう必要な修正を加えてあります。